

台湾情報誌

交流

2011年2月 vol.839

財団法人 交流協会
Interchange Association, Japan

タイ進出台湾企業の経営戦略を探る



交 流

2011年2月
vol. 839

目次

CONTENTS

タイ進出台湾企業の経営戦略を探る (1) 1 (藤原弘)	1
平成22年秋の外国人叙勲.....10	10
豊富な旅、驚きの旅、友情の旅16 (楊偉甫)	16
台湾の教育実態の概観—留学事情も兼ねて—18 (呉春宜)	18
国際化を目指す台湾証券取引所の特徴と課題27 (井上浩)	27
【台湾海峡をめぐる動向】 「兩岸經濟協力枠組み協議」(ECFA) の本格実施と 米中首脳会談41 (松本充豊)	41
コラム：日台交流の現場から 高雄日本人公墓について53	53
編集後記54	54

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、(財)交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、(財)交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

● ● 交流協会について ● ●

財団法人交流協会は、1972年(昭和47年)、日本と台湾との間の、実務レベルでの交流関係を維持するため、台湾在留邦人及び邦人旅行者の入域、滞在、子女教育及び日台間の学術・文化交流等につき、各種の便宜を図ること、我が国と台湾との貿易、経済、技術交流等の諸関係を円滑に遂行することを目的として、外務省・通商産業省(当時)の認可を受け設立されました。よって、財団法人ではありますが、外交関係の無い日台間において準公的性格を有する機関であり、台北・高雄事務所は、それぞれ大使館、総領事館と同じような役割を果たしております。

タイ進出台湾企業の経営戦略を探る（１）

東京中小企業投資育成株式会社
国際ビジネスセンター所長 藤原 弘

—タイの台北経済文化弁事処の邱柏青経済部長に聞く—

東京中小企業投資育成(株)の投資先企業のうちタイに進出している企業の間で SBIC ミーティングというビジネス情報交換会を毎年３回ほど開催しているが、今回は７月と１１月に開催された会合に参加した。この会合の前後に台湾企業、日系企業はじめさまざまなタイ進出企業関係者にあい、さまざまな側面からタイのビジネス環境に関し、ヒアリングすることができたので、以下に紹介したい。台湾企業訪問のアレンジは台湾の大使館にあたる駐泰国台北経済文化弁事処邱柏青氏にお願いし、タイ進出台湾企業の経営者にインタビューすることができた。このような貴重な機会をいただいたことに深く感謝する次第である。まず最初に駐泰国台北経済文化弁事処の経済部長邱柏青氏にタイにおける台湾企業の動向に関しインタビューし、コメントをいただいたので以下に紹介してから、台湾企業のタイにおける経営実態（６社）を２回わたり紹介したい。

（中国から台湾企業の投資を分散させることに力点）

邱経済部長は「台湾政府は中国政府と ECFA（兩岸経済枠組み協定）を 2010 年 6 月末に締結したことに触れながら、台湾企業の投資がこの ECFA の締結により、更に中国に集中することを避け、アセアン諸国とのバランスをとるために、各種の投資セミナーを開催し、アセアン諸国の投資環境に関し、できるだけ多くの情報提供を行っている」と述べた。台湾政府はこれらの投資セミナーを通じて政策的に台湾企業を中国から分散させることを狙っているようだ。

台湾では ECFA が締結され、兩岸経済関係の緊密化を目指す見方もあるが、一方で中国への急接近に警戒感を抱くものもあり、邱経済部長によると中国には台湾人が 100 万人居住しており、過度の対中依存についての議論がかまびすしいとのことである。

事実、11 月 11 日付け日刊台湾通信によると、台湾の民進党の総裁であり、李登輝総統の政策顧問を務めたこともある蔡英文主席が以下の点を指摘し、中国の台湾に対する政治的干渉を警戒しているとのことである。

１）中国との関係は WTO のレベルの下にとどめ、他の WTO 加盟国と同じ関係にする。

２）WTO の枠を超えて中国と FTA（「自由貿易協定」を締結する場合には、まず、日本、米国、EU と先に FTA を締結すること。

３）ECFA の締結には台湾の政治的な代償を支払うことがあってはならない。横柴入灶（かまどに薪を横に入れること、意味は無理に薪を入れることを意味する。）をやってはいけないということである。

台湾の聯合報（2010 年 10 月 5 日）によると、蔡英文主席のこのような見方が台湾の大衆にアピールし、2010 年の 6 月に 10 万人の反 ECFA 運動が起こり、「過度な対中依存はだめだ」、「中国を中心とした東アジア政治、経済枠組み協定はだめだ」といった声が報道されている。台湾での ECFA をめぐる論議はかなり深刻である。

台湾企業の対中国、タイ投資比較 単位：100 万ドル

年	対中国投資	対タイ投資
2006	7,375	81.6
2007	9,676	712.1
2008	9,843	9.2
2009	6,058	14.9
2010・1-9 月	1,258	7.0

出所：台湾經濟部投資審議委員会統計資料

(外国人労働力を導入するタイ)

アセアンのなかでタイは台湾企業の最も集中している国のひとつであり、大体 5000 社程度の台湾企業が操業しているとのことである。タイには日本の自動車、家電関連企業もかなり進出しており、リーマンショック以降、タイ経済も回復し、企業活動が活発化したことから、最近では労働力不足が顕著になっている。そのため、バングラデシュ、ミャンマーから労働力を導入しているとのことである。これら外国人労働力は労働集約産業に集中しているとのことであった。

タイは従来どおり、多くの外国企業の投資を吸収しているが、台湾企業に関して言えば、最近ではベトナムへ向かう傾向が強いとのことである。



(Food and Drinks Public Company LTD の検査室)

(徹底している台湾企業の現地化)

邱部長は「これらタイ進出台湾企業は日本企業とは現地化で大きく異なる。」と述べた。同部長は具体的には述べなかったが、多くの台湾企業が進出後タイの企業へと変身するケースが多いということのようだ。その内容は台湾企業の台湾人社長がタイの国籍を取得し、自社の会社の会長にタイ人を配置し、その会長に一定程度の株式を所有させるような対応をしているとのことであり、日

本企業とは全く異なった経営を行っていることである。

邱柏青経済部長に紹介いただいた企業の経営実態を 2 回にわたり紹介します。

(1) Food and Drinks Public Company LTD—徹底した現地化政策を展開

企業概要

設立：1985 年

社長：李錫祺

資本金：1 億 5000 万バーツ

主要製品：フルーツ（缶詰、パウチ、冷凍食品）、野菜（缶詰、パウチ、冷凍食品）スパイス類、ビバレッジ、肉類（缶詰、パウチ、冷凍品）

日本の農水省から認可取得（偶蹄類動物の肉の加熱処理）

工場施設：缶詰パウチ専用工場、スパイス類専用工場、冷凍品専用工場、ビバレッジ専用工場、肉類関連専用工場 研究開発室、検査室（感能マイクロ）



(Food and Drinks Public Company LTD の生産ライン)

（タイ人化した李社長）

Food and Drinks Public Company LTD の工場はバンコクから車で1時間少しの距離にあるチョンブリに立地する。工場の面積は日本語及び日本企業とのビジネスに精通している李社長は5万坪（16万5000平方メートル）と答えた。工場の中にはフルーツ、スパイス類等の専用工場及び研究室、検査室があり、全施設を参観させてもらうことは時間的に無理であった。

同社の李社長は40年前にタイに来て20年後にタイの国籍を取得している。同社は台湾企業というよりも、タイの企業としての存在感が大きい。

元来台湾人である李社長が中国でなく、タイを進出先として選択した理由は、40年前は中国は開放されていなかったとのことである。李社長は自分がタイ人になっただけでなく、同社の会長にタイ銀行に勤務していた Phirasilp Subhapholisiri 氏を迎えたことである。同氏は横浜国大を卒業しており、日本でのビジネスにも精通しているようであり、李社長によると、政府関係等の仕事はタイ人に任せたほうが有利であるとのことであった。

さらに独立役員という言葉を使っていたが、監査役とかの意味らしく、このような役員もタイの方が便利であり、彼らは週に2～3回事務所に来て関係書類にサインをしているそうだ。

Food and Drinks Public Company LTD は李社長一族の家族企業であり、株式の30%を李社長はじめ家族が所有しているとのことである。最近日本企業である川鉄商事から10%の株式を買い戻したそうである。

また、副社長及び販売部長には李社長の海外留学経験のあるお嬢さんがなっており、会社の経営は李社長一族で経営されているようだ。

（日本企業と同じ生産設備を使用）

李社長はタイに来る前はサントリーに勤務しており、同社の佐治2代目社長はじめ経営幹部とのコネもあり、サントリーだけでなくキリンビールなどの日本企業とも幅広い関係を構築しているそうだ。李社長はこれら日本企業から経営ノウハウ、技術の吸収に努めてきており、ここタイの工場の生産設備はキリンビールの台湾工場の設備と全く同じであり、品質管理に関しては日本企業並みであることを強調した。李社長によると、生産設備は日本製、ドイツ製、スイス製が多く生産ラインを窓越しに見せてもらったが、缶詰ラインでは2台のスイス製の殺菌装置がみられたし、1分間に350缶の各種ジュースを生産していた。冷凍食品、肉類食品に関しては日本の農水産省から認可を取得しており、品質は折り紙つきとの評価を得ているとのことである。

（日本企業との関係を重視）

経営ノウハウ、技術の吸収を日本企業から行うだけでなく、日本企業との連携にも非常に積極的である。例えば日東ベストと合弁会社を作り、豚肉を生産するほか、タイでのトマトの栽培を共同で行うほか、日本の漁業関係企業との連携を行っている。魚肉を生産するために、漁船を日本から購入し、タイ人の船長を雇用し、魚肉そのものは三菱商事、日水、大洋漁業、マルハなどから購入しているそうである。日本企業との連携を梃子に発展している Food and Drinks Public Company LTD であるが、最近の日本市場では「売り上げが落ちており、総売り上げ額の30%にもみたくないとのことであった。

日本の売り上げを伸ばすために幕張メッセの展示会に参加したが、同業のタイ企業が同社の製品をコピーしたことから、今後は欧米の展示会に参加するとのことである。

最後に台湾の中興大学の農水産食品関連の助教授であった李社長はかつての職業柄、人材育成にも相当の関心を有しており、ベトナムに進出している関連の台湾企業からベトナム人従業員を受け入れ、訓練している。工場内でこれらベトナム人従業員をみかけたが、今後さらに悪化するタイでの労働力不足に対する1つの対策かもしれない。いずれにしても、大学の助教授の視点から人材の多国籍活用を図っているようだ。

(2) ゴキブリの精神でタイに進出 —JINPAO PRECISION INDUSTRY CO. LTD

JINPAO PRECISION INDUSTRY CO. LTD の
企業概要

設立：1996 年

社長：鍾国松

従業員：550 人

敷地面積：2 万 4518 平米

工場面積：2 万 711 平米

資本金：1 億 8000 万バーツ

台湾本社：Tsun Yang (Taiwan)

タイの生産拠点：JINPAO (THAILAND)、
HOOTAI (THAILAND)、CHIN I
(THAILAND)

中国の生産拠点：呉江の HOOTAI (CHINA)

主要製品：シートメタル、押出成形や型押成形
部品等電子、通信、医療機器関係部品

(はじめに)

JINPAO PRECISION INDUSTRY CO. LTD の
鍾国松社長はタイに来て 20 年になる。「家族をす
べて連れてきており、台湾での財産はすべて売却
し、まさにタイに骨を埋めるつもりできた。」と冒

頭に述べた。「タイに来てからタイ語を習得し、
タイ語の読み書きはできないものの、喋ることに
はまったく問題ない」と述べた。ここタイでは労
務管理のポイントはタイ語でタイ人従業員とのコ
ミュニケーションを図ることが重要であることを
強調した。以下にタイへの現地化を徹底する鍾国
松社長の経営方針を紹介する。



(JINPAO PRECISION の生産ライン)

(中国とタイに生産拠点)

当社は中国の呉江にも工場を有し、中国とタイ
に生産拠点を有し、3000 人の従業員を有している
そうだ。呉江工場の工場長さんも奥さんをつれ、
呉江へ赴任したそうだ。中国の工場長さんも呉江
に永住する覚悟で赴任したとのことであるが、お
子さんは台湾に残したとのことである。タイと中
国では永住の覚悟は異なるのであろうか。

資本金 40 万ドルの呉江の工場もアマダなど日
本製機械を導入し、日本式の品質管理を行ってい
るとのことである。同社の電子、通信関係の部品
をアジア、中国市場で広範に販売戦略を展開して
いる。顧客名を具体的には明かさなかったが、鍾
国松社長は米国、ベルギー、スペイン、スロバキ
ア、日本、台湾、シンガポール、中国、インドへ
部品を輸出していると述べた。同社には Hard
Tooling Factory、CNC Machining Factory など

があるが、表－１のとおり、これらの工場の生産設備をみせてもらったが、日本などから設備を導入しており、品質にうるさい日本の顧客企業への対応ぶりがうかがえた。

表－１ JINPAO 社の設備導入状況

金型部品工場 (Hard Tooling)	Wire Cutting 8 台、 Grinding Machine 12 台、 EDM 3 台、 Machining Center 2 台
CNC マシニング工場 (CNC Machining)	Machining 9 台、 Lathing 5 台
板金工場 (Sheet Metal)	NCT Punching 5 台 Combination Machine EML3510 1 台 Bending 19 台 Laser Cutting 3 台
スタンピング工場	25～200 トン
溶接工場 (Welding)	YAG Laser Welding
塗装工場 (Painting)	Powder Painting 1 台 Liquid Painting 1 台

出所：JINPAO 社 提供資料

ここタイの工場では 2000 種類の部品を生産しており、鍾国松社長は当社の経営の特徴として、多品種少量生産であることを強調した。特に板金の生産を拡大するために中国から最近生産をシフトしたそうだ。

同社長は「これまでまじめに仕事をしてきたから株主の支援を得てビジネスを拡大できた。」と述べたが、その意味するところは、経理をゴマかさないことが重要とのことである。当社では経理関係特に現金管理は鍾国松社長の奥さんが担当しており、タイ人スタッフにはタッチさせていない。

鍾国松社長によると、具体的なことには触れなかったが、「これまで 20 年間にここタイでは騙されるなどのひどいことが多くあった。」と述べ、タイで企業経営の難しさをにおわせていた。

（多国籍人材を活用）

タイで騙されることが多かったという鍾国松社長のタイ人に対する見方は、かなりきびしいものがあり、「タイ人は信用できない。タイ人はタイ人同士では助け合うが、外国人とは助け合わない。」という。当社の人材配置を聞くと、台湾人、タイ人のほかに金型設計部門にはフィリピン人、マレーシア人の技術者を採用しているし、そのほかの部門でもオーストラリア人、日本人を採用しているそうだ。

日本企業とは異なり、能力主義で国籍に関係なく採用するのがここタイではビジネス成功のポイントのようだ。

同社では部内会議は通訳を使用することなく、タイ語で行っている。同社のすべてのスタッフにとりタイ語のマスターは不可欠な条件とのことである。

鍾国松社長も 20 年間タイ語を勉強しており、タイ語の読み書きはできないが、喋るには何ら不自由はないそうである。そのためかどうかかわからないが、同社長は「わが社に来て 4 年になる日本人スタッフのタイ語が十分でないので解雇しようと考えたこともあった。」と述べた。同社長の見方によると、日本とインドのビジネスマンはここタイでみている限り、タイ語を勉強しようとしなないとのことである。

（求められるゴキブリの精神）

日本駐在員には厳しい言葉を吐いた鍾国松社長は、これまで何回か日本企業との合併もしくは技術面での提携を図ったが、成功しなかったそうだ。同社長は日本企業の板金、切削技術を非常に高く評価しており、この分野での技術者が不足していることから、今後とも同業の日本企業との提携の可能性を追求するそうだ。しかし、タイにおける日本企業の労務管理に関しては、一層厳しいコメ

ントが返ってきた。

同社長は「ここタイの日系企業は台湾企業よりも給与が高く、福利厚生もいいのに何故ストが多発すると思うか。」と筆者に質問したが、自ら以下の通り回答してくれた。

「日本人ビジネスマンはタイ語を勉強しないで、通訳に頼りすぎる。タイ人の通訳は正確に通訳できず、日本企業の意図が十分に伝わらないからだ。これに対して台湾企業では台湾人社長が従業員に直接接触し、会社の経営方針を説明し、彼らの直面する問題を直接聞き取り、解決する方式を採用しているので、ストは起きない」とのことである。

台湾人はどこでも海外赴任の命令があればそれに従い、現地の言葉の習得をはじめ、どんな環境であれ、現地化に全力をあげて努力するいわばゴキブリの精神を持っているからだという。しかし、最後に鍾国松社長はこのゴキブリの精神も台湾から中国へ移りつつあるといった。台湾も日本と同じようにこのゴキブリの精神を失いつつあるのだろうか。



(JINPAO 社の従業員食堂)

(3) タイにおける日本企業と台湾企業とのビジネスアライアンス—HOO CHIN ELECTRONICS CO.LTD

—日系自動車・家電メーカーへの部品供給に注力する台湾企業—

HOO CHIN ELECTRONICS CO.LTD の企業概要

董事長：張峰豪

設立：1997 年 6 月

登録資本：1 億 3000 万バーツ

工場用地：1 万 6000 平方メートル

製品：ワイヤーハーネス、プロセスワイヤー、各種ワイヤー、パワーコード及び PCB、アセンブリー

品質重視：TS16949、ISO2000 取得

—日系自動車・家電メーカーへの部品供給に注力する台湾企業—



(HOO CHIN ELECTRONICS CO.LTD の張峰豪社長)

(タイと中国でビジネス両面作戦を展開)

HOO CHIN ELECTRONICS 社はワイヤーハーネス、プロセスワイヤー、各種ワイヤー、パワーコードの生産及び PCB アセンブリーを行っている。ここタイにはサムトプラカン

(Samutprakarn) とプラチンベリ (Purachinburi) に工場を有している。

タイ以外では中国の昆山にも工場を有しており、台湾企業らしく世界の市場として発展する中国市場とアジアの生産拠点として日本の自動車、電子関連の企業を吸引しているタイに2工場を有していることに注目したい。

当社の張峰豪社長は当地の台商協会の会長も勤めているが、彼は当社の経営方針を1)実践的な経営2)高品質の追求3)効率的な生産4)顧客サービス(納期、アフターサービス)の徹底といった点をあげた。当社の顧客としては、以下の企業があげられた。

表一 HOO CHIN ELECTRONICS 社の主要顧客

Benchmark Electronics (Thailand) Public Co. Ltd
Mitsubishi Heavy Industries (Thailand) Co. Ltd
Hitachi Consumer Products (Thailand) Co. LTD,
Sharp Technology (Malaysia) Sdn. Bhd
Sony Technology (Malaysia) Sdn. Bnd
MINEBEA Group of Companies (Thailand)
World Electronics (Thailand) Co. Ltd
Delta Electronics (Thailand) Public Co. Ltd
Molex (Thailand) limited
Nakamchi Trading (Malaysia) Sdn. Bhd
Nexus-Nickel International (Singapore)
Shimoda Trading (Thailand) Co. Ltd
Mitani Corporation (Japan)
Fujitsu Ten (Thailand) Co. Ltd

出所：HOO CHIN ELECTRONICS 社提供資料



(主要顧客を検証する HOO CHIN 社の壁写真)

Benchmark Electronics (Thailand) Public Co. Ltd Fujitsu Ten (Thailand) Co. といった米国、日本企業のほかに台湾企業の顧客として Delta Electronics (Thailand) Public Co. Ltd といった企業があげられたが、最後に張社長の口からトヨタにも部品を納品しているとの言葉がもれたことを付記しておきたい。

このように見ると、品質にうるさい日系企業が主要顧客なので、これら日系企業の品質要求に関する部材の調達先、品質管理には相当気を使っているとのことであった。

張峰豪社長によると、パナソニックはまだ HOO CHIN ELECTRONICS CO. LTD から部品を購入していないが、最近、パナソニックの技術者がこの工場の生産ラインを検査にきたことを述べ、将来的にパナソニックにも部品を供給する可能性のあることを匂わせていた。

(現地部材の調達でコスト削減へ)

HOO CHIN ELECTRONICS CO. LTD が生産する各種ワイヤーハーネスの現地部材の調達率について聞いたところ、張峰豪社長は中国の工場はじめ、米国、日本、台湾から輸入する部材の割合は20%で、部材の現地調達率は80%に達することであった。

この部材の調達先としては、部品の供給先が品質にうるさいことから、日系企業、台湾企業が中心となるが、張峰豪社長はタイのローカル企業の発掘、そしてそこからの調達にも注力しているとのことであった。台湾企業の特徴である価格競争力と品質レベルの向上をどう実現するか。これが基本的な問題としてあることが、社長の言葉から窺われた。

同社は品質管理システムに関しては、生産部門を細分化して、品質管理に従業員にやらせ、生産ラインからでてくる製品の不良品発生率は1.7%までに抑えることができたそうだ。

もちろん生産ラインから出てくる製品の最終チェックは30~40人のスタッフを有する品質管理部が最終チェックを行うことになっている。これほどやっても日本の顧客企業からの品質要求が来る場合があるそうだ。

日本企業は一般的に品質管理の要求が強く、これに対しては台湾企業もかなり対応に四苦八苦しているようで、特にキャノンは毎週品質管理に関する要求が出され、それもスキャナー、プリンターに関連した品質の要求が多いのが特徴とのことであった。

品質要求の厳しい日系企業を主要顧客としていくことから、当然のことながら、生産ラインには相当の投資をしていることが窺われた。当社の張峰豪董事長の口からもれた機械は Full Automatic Terminal Crimping machine, Full Automatic Wire Cutting Stripping Machine, Automatic Plastic Injection machine, Ultra Sound Welding Machine など完全自動化に近い生産設備を導入し、従業員の手作業によるミスを抑え、日系企業の品質要求に対応している姿勢が強く感じられた。



(HOO CHIN 社の生産ライン)

表-2 タイでの主要部材調達先

Wonderful&Thai Wonderful Wire Cable CO.LTD
 REI-HSING WIRE&CABLE CO.LTD
 SUMITOMO ELECTRIC CO.LTD&COONER WIRE CABLE
 ALPHA&BELDEN WIRE & CABLE CO.LTD
 JOWEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.LTD
 WELI SHENG CO.LTD CONECTOR
 MOLEX (TLD&TWN) LTD CONNECTOR
 J.S.T COMPONENTS (TLD) CONNECTOR
 TYCO AMP (THAILAND) LTD CONNECTOR
 3M (THAILAND) LTD CONNECTOR
 SLEEVE TUBE #PAYCHEM; SUMITOMO; VARFLEX
 INSULATOR #KITAGAWA; PANDUIT; NISSEI;KSS;T&B;3M
 FERITE CORE # WRUTH; FERICO; CORETECH;CHILISIN

出所：同前

(タイ人の人材育成と労務管理のポイント)

タイ人従業員の労務管理のポイントはまず、業績により ABCD と4段階に分類していることである。この業績に則り、各従業員の目標設定を行い、労務管理を行うというものである。その際注意しなければならないのは、タイ人従業員との人間関係である。仕事の出来に関係なく、タイ人従業員の面子に配慮することが重要である。そうでないと、おとなしいタイ人従業員がストとかさまざまな過激な行動に結びつくことになるケースがあるからである。

タイ人従業員の訓練のポイントはモノ造りの品質を摺り込むことであり、新しく雇用したタイ人従業員を3カ月間、毎日40分ほど訓練している。多いときには1日の訓練時間が6~8時間に達することもある。

タイ人は仏教徒なので、それほど反抗することもなく、取り扱い安い側面もあるそうだが、一方

彼らは机の上に座って話をするなど台湾人スタッフとは異なる側面もあり、労務管理面での対応の難しさが窺われた。



(HOO CHIN 社の正門)

(日台企業間のビジネスアライアンスの方向性)

当社は主要顧客がトヨタをはじめとする日系企業であり、品質、納期、アフターサービス等の面で常に改善を求められている関係から、日系企業との部材調達、技術、人材等の面での関係は強化される方向にあるようであるが、張社長は日系企業からの部材調達に関して「日本企業は 100 パーツの部材を台湾企業に 110 パーツで売ろうとす

る」というコメントが返ってきた。タイ進出台湾企業からの自動車・家電等の部品調達は台湾企業の向上する技術力をベースに増加傾向にあるが、一方で日本企業からの部材調達は高品質であるが、価格が高いということからこれら台湾企業も部材の調達先をタイの地場メーカー、タイ進出中国企業そして中国及び周辺諸国からの調達へと多角化している。



(自動化された生産ラインの手作業部分)

平成 22 年秋の外国人叙勲 台湾人受章者(2名)に対する勲章伝達式の実施について

11月3日、日本政府は平成22年秋の外国人叙勲受章者を発表し、台湾からは、謝森展・元台湾日本研究学会理事長及び陳田柏・高雄医学大学名誉教授がそれぞれ旭日小綬章を受章されました。この結果、1972年の当協会設立以降、台湾人に対する叙勲は計10名となりました。

これに伴い、12月15日、今井正・当協会台北事務所代表より謝森展氏に対して、また11月23日、野中薫・当協会高雄事務所長より陳田柏氏に対して、それぞれ勲章が伝達されました。

【謝森展氏】

勲 等：旭日小綬章

主要経歴：元台湾日本研究学会理事長、台湾日本研究学会名誉理事長

受賞理由：日台間の学術交流及び経済交流の促進に寄与

主な功績：

- (1)台湾日本研究学会において、1979年の設立当初から尽力。初代秘書長（80年～91年）、第

二代理事長（92年～2000）を経て、2000年から名誉理事長に就任。特に理事長在任中には、日台を含むアジア太平洋地域の国際関係に関する講演会、シンポジウムを多数主催する等、長年にわたり日台間の学術交流の推進に大きく貢献。

- (2)台湾企業の経営者として、日本企業との協力を促進。

- (3)経済、政治分野における日本語の専門書籍を多数中国語に翻訳・出版。



今井代表より勲記伝達



今井代表と握手



謝氏による謝辞



参列者（貴賓）との記念撮影

【陳田柏氏】

勲 等：旭日小綬章

主要経歴：高雄医学大学名誉教授、高雄日本人学校校医

受賞理由：医学分野での日台間の交流及び台湾在留邦人の医療・保健の向上に寄与。

主な功績：

- (1) 慶應義塾大学で医学博士を取得後、同大学病院内科助手を経て、東京歯科大学市川総合病院教授に就任。1988年に帰台後、高雄医学大学教授、高雄医学大学附設中和記念病院副院長等を歴任。患者の診察と学生の教育に尽力。
- (2) 高雄医学大学において、台湾人医学生の日本留学を積極的に推進。日本の大学・研究機関

との医学交流に尽力。

- (3) 1988年以降現在に至るまで、高雄日本人学校の校医を無償で担当。



野中事務所長と握手



陳氏による謝辞



野中所長より勲記伝達



参列者（貴賓）との記念撮影

旭日小綬章を授章して

元台湾日本研究学会理事長
謝森展



2011 年を迎え、日本、台湾、そして世界中の人々が、平和で、いつも笑顔でと祈る日々です。

昨年の秋の旭日小綬章という名誉ある章の授章は本当に嬉しく、思ってもみない知らせでした。12月15日の叙勲伝達式では、今井代表に温かく迎えていただき、勲章・勲記を授与されたときには、胸が高鳴り、心がこの上なく興奮したことを今でもはっきりと覚えています。当日は寒気が流れ込む寒い日でしたが、自分自身、想像することのなかった現実、興奮のあまり汗がにじみ出てきました。叙勲伝達式に足を運んでくださった皆さんとの触れ合いもまた素晴らしいひと時でした。今でもこの日のことを思い出すと、懐かしく、そして心温まる思いになります。天皇陛下より賜った勲章は大切に額に入れ、毎日眺めています。

この度の叙勲を契機に、台湾と日本の先輩方より頂戴した長年にわたるご教示、ご支援があったからこそ、今日、僅かながらの成果を残すことができたのだとの思いを強くしています。これまでに頂いたお手紙の数々、交わした議論を振り返り、先輩方の洞察力の深さに改めて驚き、新たな発見をしています。

この数十年間、僅かではございますが、経済、政治、社会の分野、特に戦後の日本と台湾の経済関係に関わってまいりました。この間における世界経済の動きを見ると、EUが多少の懸案事項を抱えながらも、経済統合を実現しました。そして世界は三つの大きな経済圏、すなわち① EU 経済圏、② アメリカ・カナダ経済圏（中南米を含む）、③ 日本、台湾、韓国、東南アジア、中国大陆にわたる西太平洋

経済圏を形成しました。日本、台湾、韓国は西太平洋経済圏の中核とならねばならず、こうしたなかで、台湾と日本の経済関係は、日本が賃金高騰を理由に採算の合わなくなった、或いは将来合わなくなるであろう産業を台湾に移転させるという脈絡のなかで、緊密化してきました。その背景には台湾の技術水準の高さと良質な労働力がありません。

現在の台湾は、日本と同じ悩みを抱えています。すなわち、台湾は賃金の高騰から不採算に陥った、或いは近い将来不採算に陥るであろう産業を、より低賃金の東南アジア諸国、例えばタイ、ベトナム、フィリピン、中国大陆などに移転しつつあります。韓国も同様の傾向にあり、台湾、韓国は共にこうした産業空洞化を埋めていかなければなりません。といっても、さらに高度な技術を具えた産業が台湾に移転してきますので、こうした状況を過度に心配する必要はありませんが、台湾は日本からの投資をより受け入れやすくする施策を考え、外資導入にかかる規制緩和などに取り組む必要があります。日本の技術開発は大企業を中心として目覚ましい発達を遂げており、おそらく全ての分野で、現在、世界最高水準にあり、将来においてもこの地位を維持するでしょう。したがって、最高水準の技術は日本本国に残し、二番、三番の技術を NIES 諸国、特に日本と友好関係の深い台湾に移転することになり、これによる日本の産業空洞化は、主として情報関連、流通関連に吸収されます。つまり、技術を中心とした日本から台湾、韓国、東南アジアへという流れが形成され、この流れは最終的に中国大陆に吸収されます。中国大陆の吸収力からして、EU 経済圏、アメリカ・カナダ経済圏よりも西太平洋経済圏がより有利になることは間違いありませんが、そのためには、何よりもまず西太平洋経済圏の各国がお互いに大幅な規制緩和を行うことが必要であり、同時に西太平洋経済圏の各国が国としてのエゴイズムを捨てることも求められるでしょう。上述の流れを止め

ないためにも、私は日本が率先してこれを行い、技術の出し惜しみをすべきではないと考えます。以上は決して垂直産業ではなく、多少垂直的な色彩を帯びつつも本質的には水平産業です。一言すれば、日本では大企業を支えているのは中小企業であり、両者は持ちつ持たれつの関係にあります。台湾を含め、今後、他の経済圏に対抗するにはやはりある程度の規模的なメリットが必要であり、その意味からも大企業の更なる成長が求められ、同時にそれを支える優れた中小企業の存在が重要になります。より多くの大企業を成長させるためにも、台湾は資本市場をもっと充実させなければなりません、銀行以外の資金調達ルートを確保しなければ難しいというのもまた現実です。さらに、国を跨ぐ緊密な情報の共有も必要です。公的な政府機関に依存せず、私的な情報共有が行われれば、各国の緊密さはより加速することでしょう。

こうした考えもあり、叙勲伝達式における挨拶では、日本と台湾を含むアジア太平洋地域の経済関係を主旨に、以下の内容を述べました。

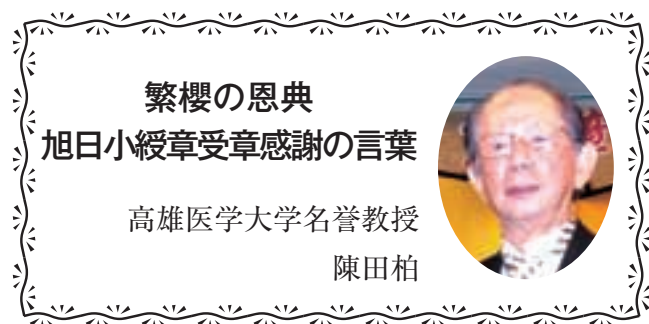
叙勲の荣誉に際し、日本政府に心から深厚なる謝意を表します。日本統治時代に台湾で生まれ、教育を受け、現在日本語で思考し、夢を描き、行動できることは私にとって一生の幸運であると考えています。日本と台湾のマスコミで発表した私の論説が、日台の相互理解、文明・文化・教育・経済の交流に貢献できたことは望外の喜びです。今後も微力ながら、日台の相互理解、近隣にして親善な日本との各方面における交流に尽力してまいります。

台湾が日本とより深化した関係を築くことの重要性は改めて申し上げるまでもなく、私は個人的にもこの数十年間、日・台・中を飛び回り、時にはワシントンにまで足を伸ばし、伊藤貫氏（評論家）とも議論しました。伊藤氏は、国際情勢は日本、台湾

にとって有利な方向に展開してきていると指摘しました。伊藤氏は台湾支持派であり、ブッシュ大統領が対イラク戦争の当初、「新国際秩序」のスローガンを用いたのに、その後用いなくなったのは、第一次世界大戦後にウィルソン大統領が唱えた理想主義的な国際関係を思い起こさせるからであろうと述べました。私は、打開策の一つとして、日、米、台の安全保障について考察し、岡崎元大使とも台湾海峡の平和・安全保障問題を討論しました。

私は創意力文化事業出版の発行者や台湾日本研究学会理事長を務めて参りましたが、そのほかにも（財）世界永続農業協会の台湾 MOA「国際美育自然生態基金会」を設立し、これを通じて世界各国と自然農法関係の交流や医学研究交流を行っています。台湾でもここ 10 年程でようやく「自然に帰れ」と考える人が出てきました。蓬莱米という名前をご記憶の方がいらっしゃるかと存じますが、何年か前、日本が米不足になったとき、私は日本の友人に蓬莱米を送りました。日本のササニシキやコシヒカリに比べるとやや小粒ですが、味は決して劣らず、友人達にも好評でした。10 万坪程ある私の農場でも、無農薬の野菜や果物、お米を実験的に栽培しています。今年は「子どもの交流プロジェクト」という新たな計画も立てました。これは小中学校の学生の農村・漁村生活体験で、自然や農業に触れ合うことを通じて学習意欲や自立心を高め、思いやりや優しさを培い、若者の情熱を啓発しようというものです。このほかにも台湾北部にある農場に、日本館を作り、親しい友人や旧友との親交を温めながら、心穏やかに過ごすことのできる基盤を創ることも考えています。

叙勲の授章にあたり、衛藤征士郎・衆議院副議長をはじめ、多くの方々から祝賀のメッセージを頂戴いたしたことに、心から感謝申し上げます。最後になりますが、日本と台湾の興隆、希望に満ちた住み良き世界の実現、ならびに皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。



温暖な秋の日の午後でした。野中所長がお見えになり、天皇陛下からの叙勲の内示の伝達でした。突然で恐れ多いので、私はしばらく言葉が出ませんでした。しばらくして、小学時代の陛下の事を思い出しました。祝日がある度に、学生達は東の空に向けて宮城参拝し、校長先生が陛下の代りに教育勅語を朗讀し、私達は頭を下げて拝聴しました。尊い陛下は常に遠い所にいらっしゃる思いでした。この度のお知らせでは、この上もない光栄の至りで、心から感謝に絶えない次第でした。野中所長の現実で親切な伝達にもかかわらず、喜びのあまりに二三日間幻の様に仕事に手がつきませんでした。

11月3日文化の日、正式の叙勲名簿が発表されました。外国人部門で旭日小綬章の記事があり、外務省、日本の新聞および台湾の新聞の報道で、又友人達の祝賀があって初めて現実である事を実感しました。

11月23日日本交流協会高雄事務所の周到な準備で式場の壇上に天皇および皇后両陛下の御真影が飾られ、その前で伝達儀式が厳かに行われました。陛下に最敬礼した時、陛下がこんなに身近におられるのに感動し、心から親近儒慕の情がわきあがりました。私の微々たる努力が日本国政府に認められ、叙勲を持って激励下され、私は感謝の気持ちで胸が一杯でした。

私は高雄市の港に近い苓雅寮という町に生まれ、青葉国民学校に入学しました。当時の社会は安定し治安も良く、皆は豊かで幸福な生活を送っ

ていました。先生方は皆熱心に学生を指導してくださいました。特に修身、体育、音楽で感動する多くの教えがあり、私はその感動を忘れずに、今でも大切にしています。

その後時代が変り新国語（北京語）を学ぶ事になりました。不慣れな社会制度と人情の大きな違いで多くの問題が発生し、ついに悲しい二二八事件が起きました。インフレで経済は破綻し、四万元対一新台幣（NT\$）のデノミネーションを実施したが結果はおもわしくなく、台湾人は暗い不自由な世の中で暮らさねばならない様になりました。これは非常に悲しい事でした。

私は父（陳啓川）の支援と激励で萬難克服し、父の母校である慶応義塾大学医学部に留学する事が出来ました。恩師および先輩達の熱心で温かい指導のもとで学位を取得しました。その後東京歯科大学、市川病院に出向しました。各段階で成長を遂げ教授に就任できました。そして診療、教学、研究に専念し市川病院の発展に努力しました。

二十余年の日本滞在中、私、妻、子供達は、先生、友人ならびに日本社会の多くの方の温かい支援と指導を受け、楽しい生活を送る事ができました。この御恩は一生忘れる事は出来ません。

1988年（平成元年）私は父の看病の為、自由で思い出の多い日本を離れて、台湾に帰る事になりました。帰国後母校である高雄医学大学に勤務し、診療、教学、研究、学会の活動、そして日本の大学の交流を深める事に努力しました。

毎日忙しい大学病院の仕事ですが、その合間をぬって、毎年東京歯科大学にもどり血液学の講義を担当しました。また高雄市在住の日本人の健康相談および日本人学校の校医をつとめました。これは特別ではなく、当たり前的事をただけです。日本交流協会の重視と推薦、又天皇陛下の御厚意で、外国である台湾一庶民の私に勲章を授与して

頂いたことは、私だけでなく、高雄市の光栄でもあります。心から感謝致します。

櫻が美しい自由な国日本と椰の木が茂る南の国台湾の両国の社会で私は幸運にも、学問、倫理各方面知識の薫陶を受ける事が出来ました。私は最も日本を理解できる一員だと思います。この貴重

な経験を活かし、今後とも日本と台湾の架け橋に成れる様、努力する積りです。両国の繁栄と平和をお祈りして、筆を置かせていただきます。

この度、出筆の機会を与えて下さった野中所長に感謝いたします。

招聘者報告

豊 富 な 旅 、 驚 き の 旅 、 友 情 の 旅

水利署署長 楊 偉甫



経歴： アメリカ・コロラド州立大学土木研究所修士修了

1999	經濟部水利處	副総工程司
2001	經濟部水利署	中区水資源局局長
2003	經濟部水利署	総工程司
2005	經濟部水利署	副署長
2009	經濟部水利署	署長

2010 年 11 月末、台湾の増水期が終わろうとする頃、私は交流協会の招聘により 11 月 29 日～12 月 3 日の 5 日間、「中堅指導者訪日招聘事業」による研修の旅をした。研修のテーマは、ダムの持続可能な利用策、気候変動による都市の洪水対策及び防災対策についてであった。2009 年のモーラコット台風（台風 8 号）、2010 年のファナビ及びメーギー台風（台風 11 号、同 13 号）等による被害の後、台湾では治水対策の調整に迫られており、気候変動による極端な気候で起きる深刻な河川土砂災害と都市の防災問題に対応する必要があるが、今回の交流協会の手配による研修は、まさに日本の経験と技術を提供される機会となった。

雪に覆われた日本最大の黒部ダムは旅程の一番目の訪問先だった。黒部川に沿って上流へ向かうと、沿線にはクリスマスカードに描かれるような驚嘆する峡谷や雪峰、白銀の森林があり、更には 10 か所もの水力発電所がクリーンエネルギーを生み出していた。花崗岩地質の黒部川ではダム建設時に排砂を考慮していなかったため、豪雨や融雪による崩壊土砂により、小屋平と仙人谷ダムの土砂堆積率はすでに 90%前後に達しており、多くの発電所（柳河原、黒部第三発電所等）に損害を与え、営業に影響を及ぼしているという。土砂堆

積の状況にあたり日本が採用した対策は、新たに建設するダムに排砂道を設けることで、まず 1985 年に完成した出平ダムから採用された。排砂操作により、ダムの容量は 52%に維持されている。2001 年に完成した下流の宇奈月ダムも同じ設計である。また、すでに完成していたダムには、天龍川の美和ダムのように排砂バイパストンネルを増設した。三重の長良川河口堰をはじめ、京都の日吉ダム、そして今回訪れた黒部ダムまで、日本の水利技術士はたゆまぬ調整を行い、新工法、新技術の研究開発を通じて 20 世紀 80 年代の環境生態保護の風潮、90 年代の住民参加運動や 21 世紀の気候変動の挑戦に向き合い、専門的水利事業と社会との共存共栄を計っている。台湾の水利技術士が最も学ぶべき点である。

冷え込んだ富山とは異なり、東京では秋の気配が色濃く漂い、明治神宮前の銀杏並木は夕日の下に金色にきらめいていたが、12 月 2 日に突如発生した秋雨の際、至る所の電信柱にあった避難場所案内を見て、美しい景色の背後には都市水害の危機があるということを思い起こさせた。東京の総合治水対策は、都市の拡張によって変化してきた。利根川上流のダム群の建設による洪水緩和や荒川の改修工事、古河川道の隅田川を保留した内水の

排水、彩湖等による遊水池等である。しかし、都市の地下開発と近年のゲリラ豪雨の発生頻度の増加により、浸水問題は依然として発生し、深刻な財産の損失をもたらしている。

土地が高度利用されている東京の水害軽減策として、河川・都市基盤公団が主導しているスーパー堤防は開発と治水の両方を見据えたものであり、今回訪問した環状7号線地下調節池（善福寺川取水施設）及び外郭放水路（江戸川庄和排水機場）は、都市水害による巨大な損失に対して、巨額の経費がかかる地下河川だが、およそ10年で投資は回収できるという。

施設見学に加えて、今回は東京都防災センターも訪問した。救援準備と人員動員メカニズムが整った同センターは、災害発生後30分以内で対策本部の開設が可能である。水防法と関連法の明確な規範の下、洪水防止と災害救助、土地利用管理と早期警報設備が完備されており、特に住民の自主防災についての意識は、自分の町は自分で守るという精神に満ちていた。

ファナビ台風（2010年の台風11号）は、高雄に甚大な被害を与え、台湾も都市水害問題を正視せよ、と宣告したが、日本の経験からわかるように、総合的治水のカギは、河川流域全体の治水と縦割り行政の統合にある。水防法等の法律と計画を着実に実行することが重要である、ということは多に参考となった。

台湾の水源の高い濁度問題の参考として、我々は東京都水道局三園浄水場も訪問した。東京都水道局では、2014年3月末までに、利根川・荒川水系からの取水量の全量について、オゾンと生物活性炭を用いた「高度浄水処理」ができるよう、整備を進めている。これにより、通常の浄水処理では十分除去できない（かび臭原因物質、カルキ臭

やトリハロメタンのもととなる）物質等を除去・低減し、よりいっそう安全でおいしい水づくりに励んでいる。

三園浄水場では高度浄水処理100%の水道水を供給するとともに、地盤沈下を抑制するために、地下水くみ上げ規制の代替水として工業用水も供給している。

ろ過池は太陽光発電パネルで覆われ、省エネルギー・低炭素精神が発揮されていた。訪問時、浄水場は大規模地震にも対応する耐震化工事を行っていたが、これは台湾ではまだ採用していない措置である。

5日間の訪問が私にもたらしたものは、豊富な治水経験を分かち合っただけでなく、至る所で深まる秋の景色の驚くべき美しさに触れ、また、特にすべての訪問先におけるホスピタリティと交流協会職員の細心の準備により、双方の友情が更に深まったことである。交流協会の手配に篤く感謝する。同じ西太平洋のモンスーン気候に位置する日本と台湾で、交流と対話を通じて、手を携えて自然災害に挑戦していこう。



環状7号線地下調節池
模型を使っでの説明を受ける

台湾の教育実態の概観

—留学事情も兼ねて—

国立高雄第一科技大学 副教授

(早稲田大学アジア研究機構客員主任研究員) 呉 春 宜

はじめに

華人圏では教育事業に対し、次のような喩えがある。「十年樹木、百年樹人(木々を植栽するのに10年がかかるが、人材を育てるなら100年が求められる)」という言葉である。つまり、人材の養成にあたって、植林よりも10倍もきめ細かく、根気よく長い目でとらえなければならないというのである。言い換えれば、教育そのものは、まさに百年の計である。

1620年代に台湾へ国家権力が初めて入ってきた。それまでは、先住民族が文字、学校、社会制度などの文化、文明を築いていなかった。ひいていえば、国家体制もできていなかった。そのためか、外来の統治が中心になっているし、その主体もめまぐるしく変わっていったのである。例えば、オランダや、鄭氏政權、清王朝、日本帝国などの統治主体は、それぞれの時期に各自の教育事業をこの土地で施してきた。

本稿は、こういった歴史背景を踏まえながら、台湾現行の教育制度、つまり、初等、中等、高等の教育実態や主な問題点に触れ、そして留学制度やその情報などをも含め、台湾教育全般の輪郭を呈示したいのである。関心、興味のある方のご理解の一助になれば、幸いである。

一、沿 革

オランダ時代(1624—1661) 1625年台湾はオランダの統治下に入っていた。先住民への宣教や住民への教化などを目的として、本国から宣教師が派遣されてきた。彼らは布教活動をメインの仕事とするにもかかわらず、台湾史上初の教育事業

の担い手となった。具体的にはローマ字を用いて、当時の現地語の一つである新港語¹を記録するとともに、祈祷文やマルコ福音書などの教義書、そして辞典をも編纂された。

宣教師の1643年における報告書によると、当時の学生数は80名おり、その1割余の生徒が正確に文章が書けるようにまで成長したと記してある。この時代には、先住民とオランダ支配層間の土地契約書を含む新港語文書が数多く残り、現在ではそれは当時の言語や、文化を研究する上で、非常に貴重な資料となっていたのである²。

鄭氏政權時代(1662—1682) この時代には伝道ではなく、一般的で本格的な教育制度の整備が行われてきた。1662年から当時の首都である承天府(現台南市)に台湾初の孔子廟を建て、中に太学³を設置し、儒学を中心とした教育を行っていた。これが台湾では初の官立教育機関であった。期間が短くて、他の教育事業が見られなかった。

清王朝時代(1683—1894) 統治の初期から台湾攻略に最大の立役者である靖海侯施琅によって、義務教育の施設として設立された「西定坊書院」があった。これが「義学」(無料)と称される。引き続き、1704年漢人の伝統的教育機関である「崇文書院」も設立された。その後、全島で同性質の書院が数十か所まで増えた。この種の書院は、中国本土では私営に属すが、台湾では官営もしくは官民共営で運営されている。外に個人経営の小規模の書房も多数存在している。このように、200余年にわたる統治期間の教育施設は、おおむね官学(国公立)、義学(奉仕、慈善的)、書院(規

模の大きい塾)、書房(規模の小さい塾)と数えられる。

日本統治時代(1895 - 1945) 台湾総督府の初代学務長・伊沢修二が1895年7月から児童義務教育制度を推進しはじめた。1898年日本籍児童への義務教育機関としては小学校⁴、台湾籍児童へは公学校⁵、ちょっと遅れて1902年から先住民児童へは蕃童教育所⁶、1905年同蕃童公学校をそれぞれ設置し、初等教育を施行してきた。

1895年から1919年までの期間中に、日本人の教育は日本国内のシステムに基づく。台湾人は日本語の学習を主眼としていた。1919年第1次台湾教育令⁷が公布されると、日本人教育は依然として国内と同一体系で行われるが、台湾人は同学年の日本人より内容が低いレベルへと設定されていた。1922年第2次台湾教育令が出される。これによると、日台の学童が同じ教育制度の下で学び、そして日台共学制度も実現させる。しかし実際には、中等学校以上なら、日台共学をするが、以下はやはり日本人児童が小学校へ、台湾人は公学校に入学させると処理されていた。

1941年第3次台湾教育令が頒布される。趣旨は台湾人を日本人化にし、いわゆる皇民化教育の実施を柱としたのである。具体的には初等教育機関に属す小学校、公学校、蕃童教育所、蕃童公学校といった呼称や、日本人、台湾人、先住民の児童の分流分立の区分などを止め、一律に国民学校と改称し、日台児童を合流させ、同一化、一体化にしていく政策であった。しかし、日本時代の教育改革令は以上の3回で終焉を迎えた。

1945年日本は敗戦を迎え、台湾は中華民國の治下に入り、また違った体制に組み入れた。最後に、日本統治時代の教育普及について触れてみたい。日本人児童の就学率は99.62%であり、台湾人児童は71.17%であった。これは当時の先進国の水準に達した。

二、初 等 教 育

1945年台湾の統治主体は、中華民國と変わった。教育制度は一時に日本統治時代と中国大陆とが混在していた。1968年義務教育(小学校6年と中学校3年)が実施されると、現在の教育システムがほぼ完成した。つまり、初等、中等、高等教育制度、いわゆる6-3-3-4制の確立である。台湾の初等教育は、日本と同様、幼稚園、小学校での教育を指す。言い換えれば、学校教育の最初の段階である。つまり、識字や基礎計算といった社会生活能力の育成を軸としての教育である。

台湾の初等教育の教育目標、理念、趣旨、学習内容⁸などは、日本と大差がない。ここでは、日本と差異のある部分を取り上げ、それに触れることに止める。つまり、台湾の国民小学(小学校)における英語教育および「新住民」や、「新台湾の子」といった新しい状況の出現に伴って、初等教育の関連機関がそれに対し、取り組んだ措置に触れることにしよう。

初等教育における英語教育は、2001年より小学校の5年生と6年生に実施し始めた。2005年より、更に学年を繰り上げて、同3年生、4年生から英語を学習させはじめた。その背景には、まずは国際的に活躍できる人材が求められること⁹。台湾は土地が狭く、資源が乏しく、人口過密問題も抱え、活路を見出すために、海外との往来、やり取りなどの交流は必要不可欠である。

特に台湾の産業構造は、もともと、輸出指向型である。また、観光促進も図られ、そして台湾自体の国際化(ことに2001年のWTOへの加盟)なども要求されるようになった。こういった背景の下、英語教育の早期化の実施ばかりでなく、それに呼応して、全民英検といった英語能力検定試験も新しく設けられた。国家公務員でさえも、その受験や合格への奨励がなされている。

「新住民」や、「新台湾の子」といった事象は、

台湾社会の開放性、包容性の豊かさ、およびその変化の速さを物語っている。新住民とは、国際結婚により、台湾に新しく住み込んだ配偶者である。こういった配偶者数は、2008年12月の統計では、41万3,421人おり、このうち女性が95.7%を占めている。ここでの国際結婚は、主に中国大陆をはじめ、ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピンなどの国々の人達との結婚を指している¹⁰。

これらの間に生まれた子供は新台湾の子と称される。この新台湾の子は、2008年11月の統計では、全国児童平均数の9.6%、つまり10人に1人の割合を占めている。しかし、分布は地域別の格差が大きい。都会では少なく、辺鄙な田舎や山間部の村落ではその割合が高い。

斯くの新変化を受けて、初等教育機関もそれなりの対応が迫られてくる。保護者に対しては、政府、地方行政、民間団体などが連携して総合的に立ち上げる。例えば、2008年9月より、「新住民文教補導科」、「国際多元服務櫃檯（サービスカウンター）」ホットラインなどが開設された。英語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、フィリピン語などの言葉で対応している。

それに各地方の移民署、教育局、民政局、衛生局などの機関も、新住民への教育をはじめ、生活、就業、医療などのデータを提供している。つぎに小学校では、親と子に対し、次の措置を取っている。1、学業指導、2、親子共読（親子が一緒に教材に接するなど）、3、個別指導、4、多文化教育、5、教育相談などである。以上は、新住民や新台湾の子への教育の救済や、補強、補完などを講じるための手段である。

三、中等教育

中等教育は中学校（国民中学）と高校（高中・高職）に分けられている。中学校は1968年から小学校と合わせて九年義務教育制度の一環となっ

た。2001年より、中学校は小学校の課程とリンクして、いわゆる「国民中小学九年一貫課程綱要」を実施しはじめる。「九年一貫」とは中学校と小学校の学力養成において、それぞれ独立して課程を設定するのではなく、両方を切り離さないうで、9年間で1つのユニットと見なし、科目や分野の学習をセットにし、連関させることである。

たとえば、芸術と人文学習については、4段階に分ける。第1段階は1-2年生、第2段階は3-4年生、第3段階は5-6年生、第4段階は7-9年生である。換言すれば、第1-第3段階の6年間は小学校である。第4段階の3年間は中学校である。このように中学校はちょうど初等と中等教育の中間に位置づけられることになった。

中等教育の後半である高校（高職）教育は、義務教育に属していない。この段階の教育は、周知のように、卒業して大学に進学するか。あるいは3年間を終えて、社会に出て就職するかという志向別によって、違った教科を履修されていた。いうまでもなく前者は高等学校（高校）、後者は高等職業学校（高職）である。1990年代中期から、多様化、多元化社会に対応するため、従来の高校、高職の2通りの選択肢以外に、「総合高中（高校）」と「完全中学（高校）」とを新設した。

「総合高中」とは、従来の高校の課程と高職の課程とを同時に開講する。要するに高校と高職の科目をミックスさせて、高校、高職のほかに、新しい第3のシステムが作り出されたのである。学生にとって選択の幅が広くなり、自身の適性や興味関心によって、より自由に課程を選択し、履修することができるようになった。学生のニーズに応えるため、開設されたものである。

「完全中学」とは、一つの学校構内で、同時に中学校と高校とを存在させることである。従来は、中学校と高校は別々の場所で開設されている。それにもし名門高校であれば、そこに合格できる学生は、この進学校と住居といくら遠く離れても通

学する。学生、地域にとって、マイナスの面が多い。これを解消するため、中学校や、高校などを現地化、地域化にする。つまり、一つのキャンパスの中で、中学校もあれば高校もある。その地域の学生は、その地域にある学校を利用してほしい、という目的である。これはその地域の学校と住民との一体化を促進するため、繰り出した政策である。

四、高等 教育

台湾の高等教育は、戦前の日本統治時代にすでにある程度の基礎が築かれてある。例えば、現在台湾の大学のトップである台湾大学および他の一流大学、例えば、台南にある成功大学、台中にある中興大学、台北にある台湾師範大学などは、それぞれ戦前の台北帝国大学、台南工業学校、台中農業学校、台湾師範学校から発展されてきて、現在の歴史ある名門大学になったのである。それに国民政府の來台と共に移してきた中国大陸の名門大学、例えば、清華大学、交通大学、中央大学、政治大学などを加え、1950年代中期から一応の規模が備わることができたのである¹¹。

台湾現行の高等教育は日本とほぼ同じである。その高等教育機関は、専科学校、独立学院、大学、研究所に分けられている。専科学校は2専、3専、5専の別がある。2専とは、高等職業学校の卒業生を募集の対象とし、修業年間2年卒業後、短大卒の資格を持つ。3専は、高等学校の卒業生を募集の対象とし、修業年間3年卒業後、同じく短大の資格を持つ。5専は中学校の卒業生を募集の対象とし、修業年間5年卒業後、やはり短大の資格を持つ。専科学校は1960年代の中期から、1990年代までに高等教育の主役を担ってきたが、90年代から学歴高度化のため、縮小の一途を辿り、2010年現在僅かの学校数しか残っていない。

独立学院とは、修業年間、卒業生の資格などに

おいて大学とまったく同じであるが、規模が小さいため、独立学院と称される。大学との区別の基準は、学部の数である。3つ以上なら大学、未満なら独立学院。大学と独立学院は、共に研究所を設立することが出来る。研究所（大学院）は修士課程と博士課程に分けられている。独立学院で博士課程を設けるのは相当難しい。なぜなら質と規模と権威性とは大学に引けを取るからである。

そして1990年代中期から、高等技術人材を育成するため、科技（科学技術）大学の設立が制定された。科技大学の中で2年制と4年制の学部に分けられる。2年制を設ける趣旨は、従来の専科学校の学歴は大学と比べ中途半端になり、その卒業生は大卒の資格を取得するため、再進学を決意した人は少ない。そういった願望を汲み、科技大学の中で2年制学部の設立で対応したのである。履修満了後、正規な大卒の資格が授与されることが出来る。しかし、1990年代から専科学校の減少につれて、2年制の学部も統廃合されつつある。専科学校と同じく僅かしか残っていない。

他方、4年制は高等職業学校の卒業生の進学に備えるため設立された。つまり、一般の大学は高等学校の卒業生を募集の対象とし、科技大学（特に4年制）は高等職業学校の卒業生を募集の対象とするのである。また、科技大学といっても一般の大学と同じように研究所を設立ことが出来る。こうして、高等教育の二元並立体制（伝統的一般大学系と科学技術職業系）の存在が確立された。ちなみに、4年制学部のウェイトは近年來専科学校の急速な減少につれて、すでに科技大学の正規、正式の主体となっている。

繰り返しになるが、台湾の現行（2010年）の高等教育機関は、90年代中期までに主流だった位置から退位しつつある、現在僅かしか存在しない専科学校（国立3校、私立12校）と独立学院（国立8校、市立1校、私立35校）に、そして高等教育の主幹にまで上昇してきた大学と科技大学（国立

41校、市立1校、私立63校)、研究所(国立1,892所、市立49所、私立1,419所)などが含まれている。まとめてみると、総数は以下の通りである。大学は105校、独立学院は44校、専科学校は15校、研究所は3,360所である。これらの高等教育機関に在籍している学生数は、2010年現在133万6,592名となっており¹²、総人口数の約2,300万人に対し、これだけの現役の高等教育の在学者数は、決して少なくない。

五、台湾への留学について

1980年代末期から1990年代初期にかけて、中国の天安門事件をはじめ、東欧諸国の民主化、ベルリン壁の崩壊、ソ連邦解体などの世紀的大変動の激震に伴って、通信、伝達などの科学技術の発達に加え、世界的グローバル化、ボーダーレス化の進展を加速されてきた。換言すれば、ヒト、モノ、カネ、情報の移動の自由化、スピード化、大量化などによって、従来の国家間に横たわっている有形、無形の垣根が軽薄化、無力化をさせられつつある。台湾もこの潮流から免れず、世界と軌を一にするとといったキャッチフレーズの如く、台湾が躍起となり、開かれた国であると奔走する。何せ、38年も長きにわたった戒厳令が1987年に解除されたばかりである。

1979年に台湾の国民は、海外観光の権利をようやく手にした。それまで台湾社会は権威主義体制下に敷かれているので、政府認可の理由以外、自由に出入国は出来ない。しかし、海外への留学だけはその限りではない。この点からでも、台湾の教育への重視、その位階の高さを窺い知る事が出来よう。このように1990年代まで台湾は一方的に頭脳の流出状況にあったといってもいい。留学先はほとんどアメリカ1国に集中している。今日に至っても、変化は見られない。例えば、2008、09年のアメリカの国際教育研究所(Institute of

International Education)の統計資料によると、全世界からのアメリカへの留学生数は、国別で見ると、台湾は第6位¹³を占めている。

他方、台湾から日本への場合は、独立行政法人日本学生支援機構の出身国(地域)別留学生数の調査結果によると、台湾は2009年において5,332人に達し、外国人留学生数の第3位を占めている。言い換えれば、台湾にとって、日本はアメリカに次いで第2位の留学先国である。第3の留学先は欧州諸国である。

では、海外から台湾への留学は如何であろうか。結論から言えば、やはり21世紀を待たないと実績が見られない。繰り返しになるが、1990年代の直前に台湾はやっと戒厳の陰影から脱出できるようになった。そして、あわただしく、力強く経済面の国際化、自由化、情報化に政治面の民主化も推進されてきた。21世紀に入ってから、法制面をはじめ、外国人の台湾への留学を受け入れられる体制が整備されつつあるため、留学生数も年々増えてきた。2010年10月現在、台湾にいる外国留学生数の合計は2万6,184人である。うち学位の取得を目的とする留学生数は7,764人である。以外は交換留学や語学研修、華僑の子女などの留学である。ちなみに同時期の台湾の海外への留学生数は3万7,800人である。差し引いて、なお1万1,616名の海外流出であった。したがって、留学生の入出のバランスを取れるまでには、まだまだ多大な努力が要するのである。

(一)、奨学金

留学生を誘致するなら、奨学金の設置は最も効果的であろうし、また留学生にとっても、留学に際し、その関心の的はやはり奨学金の有無であろう。したがって、台湾政府も留学生に対する学費の援助に積極的に取り組んでいる。まず、2010年現在、政府が提供し、単に日本人向けの公的奨学金の種類を列举してみよう。

- 1、教育部奨学金：台湾の大学の学部、修士課程、博士課程に正規生として進学する予定者を対象とする。2010 年の本項の枠は 18 名である。この枠は単に日本人向け、日本人専用、つまり日本から台湾への留学生に限り授与し、他国の留学生との競り合いはないのである。
- 2、国家科学委員会奨学金：修士課程、博士課程に進学する院生を対象とする。2010 年の枠は 3 名である。同じく日本人留学生のみ対象とする。
- 3、教育部華語文奨学金：高卒の学歴、かつ満 18 歳（当該年度 4 月 1 日の時点で）以上といった資格を有する者、そして教育部が認可した大学付属の華語文センターへの華語文研修を目的とする者を対象とする。2010 年の枠は 10 名である。

以上の奨学金の支給期間は、原則として学部生 4 年間、修士課程 2 年間、博士課程 3 年間と規定している。金額については、学部生の月額は台湾元 (NT\$) 2 万 5,000 元、修士課程と博士課程の院生は 3 万元、語学研修生は 2 万 5,000 元である。2.5 万元か 3 万元かの奨学金は、いったいどのぐらいの金額であろうか。2010 年の大卒の初任給は依然として 2 万 2,000 元前後に止まっている状況を考えれば、学生生活を営むのは間に合うだろう。上記の公的奨学金以外に、また各大学自身が設けている奨学金制度、学費減免制度および民間奨学金もある。例えば、ロータリー米山記念奨学金である。

毎年の公的奨学金について、東京都港区にある台北経済文化代表処 (<http://www.roc-taiwan.org/jp>) の中の文化部、科学技術部が窓口として業務を担当している。応募の規定や、出願の詳細などについての情報は公表されている。気軽にアクセスすることができる。

(二)、語 学 検 定

留学に際し、語学の研修ならともかく、本格的な留学であれば、経費以外に必ず備えなければならないものは、おそらく語学能力検定の証明書であろう。大学の申請をはじめ、奨学金への申し込みも、これの提出が求められる。それは、アメリカ留学の場合の TOEFL (Test of English as a Foreign Language) に似たような語学能力の証明書類である。このように留学システムを健全化、透明化、そして定期化、制度化へと成長、発展させたいため、語学検定を留学の重要な一環として位置付けられた。

そこで全国の教育事業を主管する最高機関である教育部（文科省に相当）が国家華語測驗推動工作委員会（中国語試験推進作業委員会）を設置し、華語（中国語）能力検定試験（Test of Proficiency – Huayu）の業務を担当させる。本試験は入門、初級、中級、上級に分けられている。信憑性、權威性を確保するため、世界標準の中国語検定試験を採用し、合格証明書は台湾においてどの大学、学術機構、企業に対しても証明の効力を持つ。日本の国内においても、この華語（中国語）能力検定試験が導入され、年に 2 箇所、それぞれ 1 回の試験が行なわれる。その概略は以下の通りである。

1 回目は毎年 3 月頃に早稲田大学の西早稲田キャンパスを試験会場として、開催する。要するに、関東地区では春に挙行されるのである。2 回目は毎年 11 月頃に関西大学の天六キャンパスを試験会場として、開催する。つまり、関西地区では秋に挙行されるのである。その詳細は、台北経済文化代表処の文化部にアクセスや、問い合わせができる。（問い合わせ先は、上記の URL 参照）

(三)、授 業 料

留学生にとって、奨学金のほか、授業料も一つ

の関心の的であろう。授業料に関して、国公立の場合は、基本額は中央、地方政府の規定により統一され、大差はない。ただし、同じ一つの大学の中にも、在籍の学科が違えば、授業料も異なる、ということがある。例えば、それぞれ医学系、理工系、文科系などの学科に属して、おのずとお互いの納付額は違ってくる。私立なら、国公立との差をはじめ、私立と私立との間の差、上記の学科別の差が存在している。この点に注意されたい。

参考のために、2010年現在の授業料に関する情報は、次の通りである。

国立大学 1 学年（2 学期）自然科学系：約 NT\$58,940 元。

国立大学 1 学年（2 学期）人文社会科学系：約 NT\$50,460 元。

私立大学 1 学年（2 学期）自然科学系：約 NT\$109,440 元。

私立大学 1 学年（2 学期）人文社会科学系：約 NT\$93,760 元。

語学研修センター・小グループ 12 週間：約 NT\$84,000 元 (10hr/week/class is only for 1 person)。

語学研修センター・大グループ・12 週間：約 NT\$25,200 元 (10hr/week) 若しくは NT\$32,400 元 (15hr/week)。

上記の金額は、2010 年 10 月現在の為替レートで換算すると、国立大学の 1 学年の学費は約 ¥15 万円～¥18 万円である。私立大学のそれは約 ¥25 万円～¥30 万円である。語学研修センターは、個人レッスン以外に 1 期 3 ヶ月で約 ¥8 万円で賄える。

六、台湾の教育の問題点

台湾における教育の内容や質を除けば、単に教育の普及率で言えば、初中等は勿論、高等教育にまで関しても、どの先進国と比べても、おそらく

引けを取らないであろう。なぜだろうか。考えられる要因の一つは、まずは封建時代の科举制度の遺風がまだ色濃く残っているせいだ。例えば、万般皆下品唯有読書高（すべてが卑賤でただ読書のみ高貴である）、書中自有黄金屋（書中には立派な屋敷がある）、書中有女顔如玉（書中には絶世の美女がいる）といった諺も、まだ生きているのである。要するに、男性にとっては勉強さえできれば、地位、財産、美女、名誉などを簡単に手に入れられるのである。

したがって、高学歴、名門校志向は主流である。必然的に子供への教育は、その学習動機を無視されがちである。言い換えれば、保護者から押し付けられるような傾向が高い。つまり、子供の適性、趣味などは、ほとんど考慮されないのである。例えば、子供は音楽の資質が備わっていないにもかかわらず、親は社会トレンドに左右され、無理やりに子供を音楽教室に連れていくというケースが少なくない。

つぎに、学生と教師との関係の変化である。少子化に、農業社会から急テンポで情報社会へと移行していったことに加えるせいだ。尊師重道（教師を尊敬し、倫理を重視する）の伝統的、道徳的な師弟観は迅速に希薄になりつつある。極端に言えば、売買（ビジネス）関係へと変質しつつあるのではないか。それはなぜかという、一つは保護者の過度な学校教育への干渉であろうし、もう一つは、「考試領導教学（受験が教育をリードする）」といった知識伝授の一点のみへの過度集中であろう。

前者は少子化のためか、子供を溺愛しやすくなる。保護者は教師の子供に対する体罰どころか、懲罰さえ容認できない環境になる。親は教師と学生間には、何かのトラブルや不満があれば、ややもすれば、学校まで乗り込んで大騒ぎに教師を咎めるのである。ある場合にはマスコミをも動員され、それを煽り、事態が負の側面ばかりに取り上

げられ、師弟関係は悪化の一途へと追いやるばかりである。場合によっては当然、教師側の非も確かであろうが、往々にして真相の是非、ことに善後策（教師への不適任や法的糾弾もしくは学生の非行、無礼への追及）を焦点としないのは常である。こうして、他の教師は「明日わが身」といった危惧感が募る一方である。結果として、学生への「管（非行を正し、品性端正へ導く）教（学業指導をはじめ、物心の精進への要求）」は、目を瞑るか、手を弛むか、ということになる。

後者は社会の価値体系である。教育機関はいちおう徳（道徳性、人間性）、智（知識涵養）、群（協調性、明朗性）、体（体育）、美（芸術涵養）という5つの教育目標を掲げて、これらを同時進行させ、どちらも偏らないで推進していくと標榜している。しかし実際には専門性の学校（例えば、体育、芸術大学）以外、他の4項目（徳育、体育、群育、美育）は正式な受験科目になっていないため、自然に付随的なものに下げてしまう。また、上記の高学歴志向で、換言すれば受験さえ合格できれば、他の4項目はどうでもいい、という風習が支配的である。

こうして、他の4項目の学校での注視度は、ほとんど蔑ろにされているのも、おかしくはないのであろう。結局、競争になるのは、暗記、点数取り、試験合格などの術が優れているかどうか、との能力だけに偏重している。観察、分析、判断、実践などの能力の養成は、不十分になりがちである。その身近な現象は、相当部分の学生、その自分自身としての権利と義務とを弁えず、世間知らず、我がままなどの性格を帯びる若者世代が、いやというほど存在しているのである。

おわりに

■ ■ ■
 以上は台湾全般の教育実態－初等、中等、高等教育、留学制度、そして台湾の教育の主な問題点

などの概観である。ここに、なにか、留学事情についてもう一言触れてみたい。台湾への留学生数は、台湾の海外留学生数よりまだ1万余人も少なかった。台湾人の海外留学の目的は、ほとんど先進国の科学技術や、現代文明を身につけるためである。したがって、留学生の大半も先進国に集中している。これが一方、台湾はまだ先進国になっていないということを物語っている。他方、台湾留学といったジャンルの未開発をも意味している。

最後にいくつかの台湾留学についての問題提起を試み、本稿を締めくくりたい。つまり、台湾留学に値するものが実にたくさんあるのである。例えば、国家レベルにおいて、国家の要件が備わっているのに、なぜか世界主要国家から外交的承認をもらえないのか。九州より小さい島なのに、14もある先住民族に、客家語族、閩南語族、北京語族、新移民などのエスニック・グループがひしめき合いながら、平和裏にそれぞれの宗教信仰、民俗慣習、価値体系を守り、そして生活を営んでいく。その深層には何かの哲学を秘めているのか。

また、17世紀から、台湾の統治主体は、オランダ、スペイン、鄭成功政権、清王朝、日本帝国、国民政府、そして今や中国の共産党政権との対峙が続いている。二転三転ではなく、絶え間なく、揺れ動いている。こういった環境に置かれている住民は、その思惟、行動の形成にどんな影響を与えられているのか。そして、台湾では自然科学への基礎研究、応用研究、あるいは現代文明の象徴であるIT先端技術への研究開発（R&D）の取り組みなどの実績も、国際的にそれほど頭角を現していない。しかし、なぜかIT産業の製造において、世界的に一重鎮になれているのか。その実態への究明は、迫りに値するのではないか。

台湾は実に日本の近くにある世界中類例の無い研究の宝庫である。要するに現代科学文明を除いて、台湾そのものがどれ一つをとっても、掘り下

げに値するのである。

- ¹ 平埔族語（シラヤ語）であり、平埔族の言葉である。おおよそ現在の台南、高雄、屏東一帯の平地に住んでいる先住民族である。http://blogs.yahoo.co.jp/nipponia_nippon3/62106506.html
- ² フリー百科事典「台湾の教育史」。台湾での教育事業の発展と変遷を概要的に示し、説明している。<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8F%B0%E6%B9%BE%E3%81%AE%E6%95%99%E8%82%B2%E5%8F%B2>
- ³ 官僚の養成学校である。フリー百科事典 <http://wiki.wowkorea.jp/?word=%E5%A4%AA%E5%AD%A6>
- ⁴ 初等教育機関としての名称ではなく、台湾統治のほとんどの期間中に日本人児童のみを収容する教育施設のことを指しているのである。
- ⁵ 台湾人児童を対象として収容し、初等教育を施す義務教育の施設。
- ⁶ 先住民族の児童を対象として収容し、初等教育を施す義務教育の施設。蕃童公学校との違いは、蕃童教育所の教師は日本人警察官が兼任するのは特色である。
- ⁷ 台湾特有の環境に即すために、総督府が3回（1919, 1922, 1941）にわたって、公布した教育に関する勅令を指す。
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8F%B0%E6%B9%BE%E6%95%99%E8%82%B2%E4%BB%A4>
- ⁸ 教育部中程施政計画（99至102年度＝2010－2013年度）
- ⁹ 教育部（文科省に相当）「国民中小学九年一貫課程綱要総綱」。
- ¹⁰ 山岡ティ「世界の多文化子育てと教育」、情報教育研究所所長、日本子供家庭総合研究所嘱託研究員、2009年2月－3月、第26回「台湾の万里国民小学・幼稚園と北投国民小学での多元文化教育」。<http://www.aiiku.or.jp/aiiku/jigyo/contents/tabunka/tb0902/tb0902.htm>
- ¹¹ 台湾重大教育政策簡介一、台湾網、2008-04-18.
- ¹² 教育部統計処「大專校院学校数及学生数」、http://www.edu.tw/files/site_content/B0013/99edu_2401.xls
- ¹³ アメリカの国別留学生数上位5位は以下の通りである。1位はインド、2位は中国、3位は韓国、4位はカナダ、5位は日本である。同様に日本（2009年）の上位5位は、中国、韓国、台湾、ベトナム、マレーシアである。

国際化を目指す台湾証券取引所の特徴と課題



元交流協会台北事務所経済部主任
井上 浩

台湾証券取引所は、近年、外国企業の台湾証券市場への上場開放等、国際化に向けた様々な取組みを行っている。

本稿では、台湾証券取引所の組織・機能を整理し紹介するとともに、台湾証券取引所が、台湾内外の企業の上場推進を図り台湾証券市場の国際化・活性化を進めていくなかで、どのような課題について取り組むべきか考察を行った。

その結果、台湾証券取引所は、まず、投資家保護、証券市場の信頼維持のために、上場関連部門の体制の見直しを検討し、自主規制機能の独立を一層確保することが必要と考える。また、こうした体制整備にあたっては、台湾証券取引所と日本の取引所との間での活発な意見交換を行うことが望まれる。

1. はじめに

筆者は、2002年6月から2005年6月までの3年間、台北事務所経済部主任として台北に赴任し、台湾の経済・金融情勢や制度について調査、情報発信を担当していた。その間、台湾証券取引所のカウンターパートの方々とは、当時の証券市場の動向や証券取引制度について、活発な意見交換をさせてもらい、帰国後も非常に懇意にしてもらっている。

このため、帰国後5年以上経った今も、大きな関心をもって、台湾証券取引所の年報やホームページ等を拝見している。これらをみると、台湾証券取引所が、近年、特に国際化に向けた様々な取組みを行っていることがうかがえる。

また、日本との関係をもても、台湾証券取引所は、近年、東京証券取引所（東証）、大阪証券取引所（大証）との覚書締結に加え、2009年7月には、アジアでは韓国、タイに続いて、日本語サイトをオープンさせるなど、日本企業や資金の誘致に向けた積極的な取組みがみられる。

こうしたなか、台湾の証券市場については、貴誌『交流』においても、大きなテーマの一つとし

て、これまで取り上げられてきた。例えば、『交流No.768』では、水橋（2007）が、2006年時の台湾株式市場の概況とその分析、および香港市場上場の主要台湾企業について紹介している。また、『交流No.829』においては、白石（2010）が、台湾での株式公開（IPO；Initial Public Offering）の方法や条件（形式基準）について説明している。

このほか、昨年の『交流No.836』と『交流No.837』では、拙稿「日本と比較した台湾のタイムリー・ディスクロージャー」を掲載して頂き、台湾証券取引所のタイムリー・ディスクロージャーの充実強化に向けた課題について私見を紹介したところである。

ただし、台湾証券取引所自身の組織・機能についての紹介・説明は、これまで『交流』においても行われていない。また、『交流』以外の日本の文献をみると、例えば、日本証券経済研究所（2010）では、台湾証券取引所の現状とシステム、上場基準等の内容について説明しているものの、あくまでも現行制度の解説が目的であって、現行制度の課題等に対する提言を目的としていない。

このように、わが国において、台湾証券取引所の機能に焦点を当てて、その課題に言及した文献

は非常に少ない。

そこで、今回は、台湾証券取引所の組織・機能を整理し紹介するとともに、台湾証券取引所が、台湾内外の企業の上場推進を図り台湾市場の国際化・活性化を進めていくなかで、どのような課題について取り組むべきか考察したい¹。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、わが国において、これまで十分に紹介されていない台湾証券取引所自体の歴史的経緯、これまでの様々な取組みを紹介する。特に海外企業の上場推進に向けた取組みについて紹介する。次に、台湾証券取引所の現行の組織・体制、および取引所機能の重要な機能の一つである上場審査の特徴について、わが国の証券取引所の組織・体制や機能と比較しつつ述べる。また、台湾証券取引所が運営する台湾証券市場の現状・特徴についても概観する。これらを踏まえたうえで、台湾証券取引所が、今後、上場推進や台湾証券市場の国際化に向けて、どのような点を充実・強化していくべきかについて考察する。とくに、台湾証券取引所の自主規制機能の確保のための組織体制のあり方や日本との連携強化について言及する。

2. 台湾証券取引所の設立から今日まで

(1) 設立経緯等

証券取引所とは、有価証券の売買等を行う証券市場を開設する者をいい、証券取引の円滑な成立と公正な価格形成を図ることを目的としている。東京、ロンドン、ニューヨークの取引所が世界の3大証券取引所であり、また、わが国では、東京²のほか、大阪、名古屋、札幌、福岡に各証券取引所がある。

台湾においては、1950年代、工業化を進める中で、企業規模の大型化に向けて、産業界では長期資金が必要とされたことから、証券取引所を設立し資本市場の構築を目指した。台湾政府は、1959年の「19項目財政経済改革措置」の中

で、健全な資本市場の形成を掲げ、同年に「証券市場研究チーム」を設置している。

1960年9月には、証券市場の監督機関として「証券管理委員会」が設立され、証券市場の構築を積極的に推進した。翌年の1961年10月に、官民の金融機関・企業が共同出資し台湾証券取引所を設立、1962年2月より開業し、現在まで台湾唯一の証券集中取引市場の運営主体となっている³。

これまで、台湾証券取引所は、証券市場の環境変化の中で、新商品の多様化や取引システムの変更などを実施している。

新商品の多様化についてみると、2003年1月のオプションの上場、2003年の株価指数連動型上場投資信託(ETF)の扱い開始、2005年の不動産投資信託の上場などを実施し、投資家の様々なニーズにも対応してきている。現在、台湾証券取引所で取引されている有価証券としては、株、転換社債権利証書、転換社債、公債、受益証券、コール・プットオプション、ETF、台湾預託証書及び受託証券などがある。

次に、台湾証券取引所の取引システムについては、公開競争価格取引が採用されている。ただし、これまで証券市場の環境変化の中で、その方法は変更されてきた。開業当初は立会場による取引を行っていたものの、1972年9月からは、全て証券会社ブースでの注文方法を採用ようになった。その後、1985年8月より、当時の第2類上場株式に「コンピュータ補助取引システム」を導入し、1991年には、第1類上場株式と債券市場にもコンピュータ取引を開始した。これにより、証券会社ブースでの注文方法も完全に廃止された。1993年11月には、全ての上場有価証券について「コンピュータ自動取引」が採用されている。

なお、設立以降の市場規模拡大や電子化進展等に伴い、証券取引所自体も、取引規模や業務

内容に見合ったビルに移転を重ね、2005年10月より「台北金融大樓」(いわゆる101ビル)にオフィスを構えている。

(2) 台湾証券取引所の国際化に向けた取組み

これまで台湾証券取引所は、国際的な証券関係組織への加入を積極的に果たし、その活動に参加してきている。具体的な取組としては、台湾証券取引所ホームページにおいて、以下のような紹介がある。

まず、1982年には、東アジア証券取引所連合の創始会員となった(なお、当組織は、東アジアオセアニア証券取引所連合(EAOSEF)を経て、現在、アジアオセアニア証券取引所連合(AOSEF)となっている)。また、1989年には、国際証券取引所連合(FIBV。現在、当組織は世界取引所連合(WFE))に29番目の正式会員として加入している。その後、1995年には当時のFIBVの執行委員会オブザーバーに選出され、新興市場発展付属委員会主席にも就いている。

このような国際組織への加入とともに、台湾証券取引所は、国際レベルの会議も頻繁に開催している。例えば、1996年には台北においてアジア証券業協会(ASII)の年次総会とFIBV新興市場委員会を開催し、同時に証券監督者国際機構(IOSCO)のアジア太平洋地域委員会の共催も行った。その後、翌1997年には再びIOSCO年次総会を共催したほか、1998年のEAOSEF第17回年次総会、2006年のAOSEF第25回年次総会などを、いずれも台北において主催している。

また、台湾証券取引所は、台湾証券市場の自由化・国際化を推進するため、近年、自ら海外に出向き、台湾証券市場への海外投資家の誘致に努めている。これまで訪問した地域は、ニューヨーク、ロンドン、香港、シンガポールのほか、中東地域にまで及んでいる。また、こ

うした外資の誘致活動に合わせて、海外からの投資拡大のための各種規制緩和を盛り込んだ一連の市場改革のPRも行っている。

さらには、海外の証券関係機関との情報交換、協力関係強化に向けて、海外の30以上の証券取引所との間で覚書を締結している。例えば、日本の証券取引所との間では、東証と2000年に包括的覚書を締結後、冒頭で述べたとおり2006年に「市場間連携プロジェクト」に関する覚書を締結し、東京において「台湾証券取引所セミナー」(東証後援)を開催している。また、大証とも2007年3月に覚書締結に至った。

現在、台湾証券取引所は、①台湾企業と外国企業の上場の推進、②新しい金融商品の開発、サービスレベルの向上、③台湾市場の国際公認の資本市場への昇格、④資本市場を統合し国際競争力を強化、の4つを経営目標として掲げている。この経営目標をみても、より一層、台湾証券市場の“国際化”を意識し、経営に取り組んでいることがうかがえる。

3. 台湾証券取引所の組織・体制

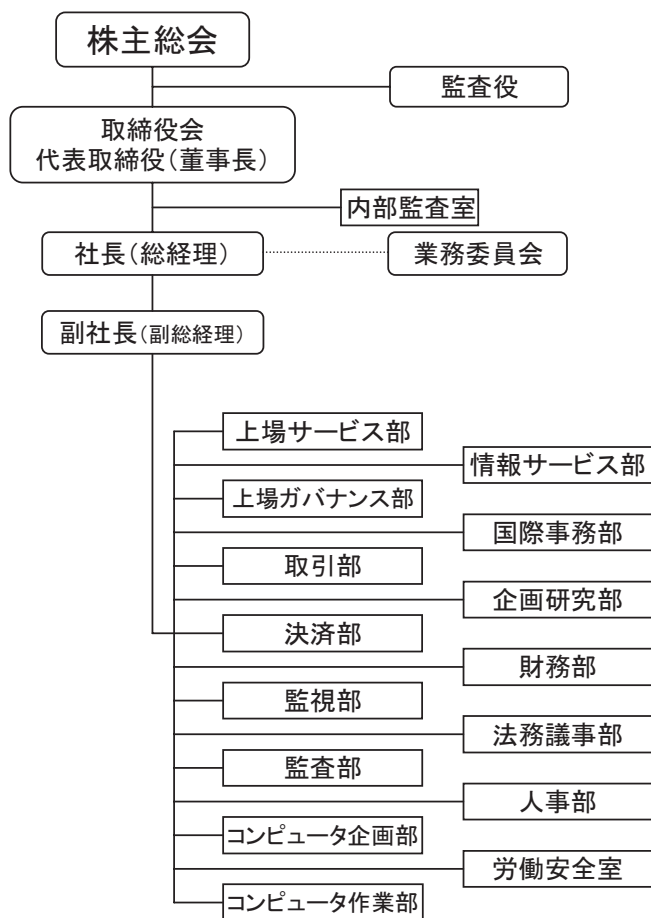
(1) 組織の概要

証券取引市場は、国民の資産運用の場であり、国民の健全な発展に極めて重要であることから、証券取引市場の開設・運営に対して、行政による監督が十分に及ぶ必要がある。このため、台湾証券取引所は、行政院金融監督管理委員会(以下、金管会)・証券先物局の監督下にあり、世界の主要市場に基準を合わせるための台湾株式市場の規制緩和や自由化等監督当局の政策にも協力している。

取引所の組織形態は、民間の企業組織と同様(図表1-1)であるものの、取引所経営に対する監督当局の影響力が大きい。

まず、最高意思決定機関である董事会(取締役会)を構成する董事(取締役)15人と監査役

図表 1-1 台湾証券取引所の組織図



(出所) 台湾証券取引所ホームページ

3人のうち、董事、監査役とも少なくとも3分の1は監督当局が任命した者が就くこととなっている。現在、トップである董事長も監督機関の指名による者である。

また、監督当局任命以外の董事9名を業種別に見ると、銀行4名、証券会社2名、投資会社1名、製造業2名であるものの、銀行の代表者には金融当局局長経験者が複数含まれている。

各業務は16部門がそれぞれ担当しており、その所掌分担は図表1-2のとおりである。このほか、業務委員会が設置されており、経理や副理経験者が委員に任命され、董事長・総経理の指示による特命事項を処理している。

(2) 自主規制の観点からみた組織体制のあり方

① 証券取引所は、投資者保護および市場の公正性・透明性確保を図り、時代や環境の変化に迅速に対応し、証券市場を適切に運営することが求められる。このためには、証券取引所の自主規制が重要な役割を果たす。

自主規制とは、私的団体が一定の公益目的達成のために自治的な規則を定めて規制を行うことである。また、自主規制は、内情をよく把握している者自らが定める円滑・効率的な規制といえる。

証券取引所は、会員や取引参加者および上場会社に対して規制を行う自主規制機関である。

一方、証券取引所が、とくに株式会社形態⁴をとっている場合には、営利性と自主規制機能の間に利益相反を生じるおそれがある。例えば、証券取引所は、上場会社から上場手数料を得ているため、上場企業を増やすために上場基準を緩和してしまう、あるいは上場審査を甘くしてしまうといったことがあげられる⁵。

このため、証券取引所の自主規制機能は、他の業務から独立して行うことが求められる。

ここでは、自主規制機能の独立性確保の観点から、台湾証券取引所の組織体制について、日本の証券取引所と比較検討する。

② 日本の金融商品取引法（以下、金商法）では、「金融商品取引所は、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、自主規制業務を適正に行わなければならない」と明記している（84条1項）。

また、金商法は、取引所の自主規制業務を、以下のとおり、大きく3つに分けて定義している（84条2項）。

i) 金融商品、金融指標又はオプションの

図表 1-2 台湾証券取引所各部署の業務内容

部署	主な業務内容
上場サービス部	・ 上場推進、審査、サービス及び上場制度と規則の検討立案と執行等 ・ 上場会社の重大情報の確認と公開業務、公開会社一括窓口届出手続及び公開情報観測ポストの管理等
上場ガバナンス部	・ 上場会社の財務と業務に対する平時管理と例外的管理、財務報告、財務予測の審査 ・ 上場会社内部管理制度及びコーポレートガバナンスの実行状況、上場会社所属グループの財務業務等の監理 ・ 上場会社の情報開示の即時性と完全性への注意及び督促
取引部	・ 市場取引規則及び制度の企画策定、取引仲介作業管理、市場巨額売買、端株取引、入札、競売事項、株式の権利落ち、配当落ち業務信用取引業務等 ・ 証券会社管理規則の策定、証券会社及び従業員の変更登記業務及び監理、証券会社及びその職員の違反処置業務など ・ 証券投資の PR 及び投資家サービスなど
決済部	・ 受渡決済規則及び制度の企画策定、市場の受渡決済業務等 ・ 決済積立基金の事務処理・貸付関連業務など ・ 関連証券会社の決済リスク管理業務
監視部	・ 市場監視制度要領及び関連業務の企画策定、市場取引監視及び検査など ・ インサイダー株式届出業務
監査部	・ 証券会社の財務、業務及びその内部監査作業の調査及び指導業務、証券会社の財務諸表の審査業務及びオプション発行業務等
コンピューター企画部	コンピューター業務の計画、研究、設備の申請、市場取引、決済アプリケーションシステム開発、設計、テスト、品質管理等
コンピューター作業部	・ コンピューターシステムハードウェアの構築、保守、管理、コンピューター業務の実行、操作、サービス、電気設備の保守メンテナンス等
情報サービス部	・ インターネット情報サービス、情報接続管理、情報ユーザー管理、データベースソフトウェアの構築、保守及び管理、取引情報及び付加価値商品サービスの提供など
国際事業部	・ 国際証券関連機構・組織との連携、対応、国際関連業務の処理など
企画研究部	産業分析、証券関連プロジェクトの研究、資料収集、統計、出版、報道機関への対応など
財務部	・ 当社の会計、資金調達、財務出納、証券の保管、投資事業の管理など
法務議事部	・ 文書管理、各部門の法規の編集、当社株主総会、取締役会等の議事及び業務の審査等
人事部	・ 人材資源の計画、組織編制、人材育成、労使関係、警備、人材募集、賞罰、庶務等
労働安全室	・ 労働安全衛生事項
内部監査室	・ 当社の内部管理制度の実行等

〈資料出所〉台湾証券取引所ホームページをもとに作成

上場及び上場廃止に関する業務

- ii) 会員等の法令・取引所規則・取引の信義則等に対する遵守状況の調査
- iii) その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するために必要な業務として内閣府令で定めるもの（リアルタイム監視を除く売買審査、会員等の審査・処分、上場会社の情報開示の審査・処分等）。

このような自主規制業務の独立性を確保するために、証券取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、自主規制法人への自主規制業務

の委託や、自主規制委員会の設置が可能となっている（85条）。

実際、2007年11月より、東証自主規制法人が、東証の委託を受けて自主規制業務を開始した⁶。これにより、上場推進部門と上場審査・管理部門が明確に分かれることとなった。すなわち、東証の業務本部において、上場制度等の企画立案や新規上場申請者のサポートなどを担当する一方、東証自主規制法人が、新規上場を申請した企業の審査及び上場廃止に係る審査などを行っている。また、

日本の他の証券取引所においても、株式会社組織、会員制組織を問わず、東証と同様に、自主規制部門の独立性を確保している。

- ③ では、台湾証券取引所の組織体制について、自主規制機能の独立性確保の観点からみてみたい。

台湾証券取引所では、上場関連の担当部署は、上場サービス部と上場ガバナンス部に分かれている。上場サービス部では、上場推進、審査、サービス及び上場制度に関する企画立案等、主に上場を目指す会社に対する業務を担当している。一方、上場ガバナンス部は、上場企業の財務・業務の管理や、内部管理制度・コーポレートガバナンスの実行状況、適時開示に関する管理といった上場後の会社の管理が担当である。

こうした所掌分担の結果、上場サービス部内において、新規上場案件を獲得する上場推進と上場適格性の審査が行われており、上場審査という自主規制機能の独立性が十分に確保されていないといえる。まさに、上場企業を増やすために上場基準を緩和してしまう、あるいは上場審査を甘くしてしまうという懸念のある体制となっている。

したがって、台湾においては、今後、内外の企業の上場推進を進める中で、投資家保護、証券市場の信頼維持のためにも、上場関連部門の体制の見直しを検討し、自主規制機能の独立を一層確保することが必要と考える。

4. 台湾の上場制度の概要：公開発行、およびプライマリー上場とセカンダリー上場

(1) 公開発行

台湾では、上場や店頭登録する前には、まず企業の財務・業務状況を金管会証券先物局に提出し、「公開発行会社」となる必要がある。すなわち、台湾における公開発行とは、金融当局に

証券取引法（以下、証取法）上の発行審査手続の許可申請を行うことであり、「公開発行会社」とは、証取法の管理下になった会社といえる⁷。

かつては、資本金が一定額に達する株式会社は、必ず公開発行手続を行う必要があった。しかし、2001年11月の会社法改正により、取締役会の権限で自由に公開発行を金融当局に申請できることとなった。なお、「公開発行会社」は、未上場のままでもかまわない。

(2) プライマリー上場（Primary IPO）

「公開発行会社」が上場・店頭登録する場合、すなわち株式公開（IPO；Initial Public Offering）を行うときは⁸、まず、上場・店頭準備登録株市場である「興櫃」市場に登録し、6ヶ月経過後、新規上場もしくは新規店頭登録を行なうシステムとなっている（Primary IPO）。

このうち、新規上場する場合には、台湾証券取引所に上場申請し審査を受ける必要がある。台湾の上場銘柄は、現在、一般企業、科学技術事業（以下、ハイテク企業）、国家経済建設重大事業の3種類に分けられており⁹、それぞれ資本金、収益力・資本構成、株式の分布状況等の上場基準が規定されている。

一般企業とハイテク企業の区分は、日本の各証券取引所における本則市場と新興市場に類似しており、ハイテク企業については、日本の新興市場と同様、成長性の高い企業を対象としており、上場基準が緩和されている。

例えば、一般企業の上場基準は、設立登記後3会計年度を経過し、資本金は上場申請時に払込済資本金6億元以上となっており、収益力についても営業利益・税引前純利益について一定の基準が設けられている。これに対し、ハイテク企業の場合は、上場申請時の払込済資本金は3億元以上であり、収益力については、営業利益・税引前純利益の基準はなく、直近期の純資

図表 2 台湾株式市場の上場基準

項目		一般企業	科学技術事業会社（注）
設立年限		設立登記後満 3 年	—
払込済資本金		上場申請時に 6 億元以上	上場申請時に 3 億元以上
収益力		個別及び連結財務諸表の営業利益及び税引前純利益が下記基準の一つに該当し、かつ直近 1 会計年度に累積損失がないこと。 ・営業利益及び税引前純利益の払込済資本金に対する比率が直近 2 会計年度ともに 6 % 以上あるいは直近 2 年度平均が 6 % 以上、かつ直近 1 会計年度の収益力が前会計年度を上回っていること。 ・営業利益及び税引前純利益の払込済資本金に対する比率が直近 5 会計年度ともに 3 % 以上であること。	・直近期の財務報告及び直近 1 会計年度の財務報告の純資産額が払込済資本金の 3 分の 2 を下回らないこと。
株式の 分布状況	記名株主数	1,000 名以上	1,000 名以上
	少数株主数	発行会社の内部関係者及び当該内部関係者が 50 % 以上の株式を保有する法人を除いた記名株主が 500 人以上	発行会社の内部関係者及び当該内部関係者が 50 % 以上の株式を保有する法人を除いた記名株主が 500 人以上
	少数株主持株数	上記の少数株主持株合計が発行済株式総額の 20 % 以上、または 1,000 万株以上。	—

（注）製品・技術開発に成功し、市場性があり、中央目的事業主管機関からのハイテク事業に該当する旨の評価意見並びに証券引受会社の推薦書を持つ企業。

（出所）台湾証券取引所ホームページをもとに作成

産額が払込済資本金の 3 分の 2 を下回らないことが求められている（図表 2）。

（3）セカンダリー上場（Secondary IPO）

海外企業の台湾における上場推進策として、海外企業が所在地国で既に IPO を行っている場合には台湾預託証券（TDR: Taiwan Depositary Receipt）発行の方法によるセカンダリー上場制度（Secondary IPO）がある。

これは、海外企業が本国で発行した株式について、台湾の預託金融機関が海外企業の預託を受けて発行するものであり、海外企業は直接上場せずに台湾での資金調達が可能である。

セカンダリー上場の審査基準も、純資産、収益力、株式の分布状況等について、一般会社、ハイテク企業ごとに、プライマリー上場に準じた審査基準となっている（例えば、上場申請時の純資産については、一般企業 6 億元に対し、ハイテク企業は 3 億元など）。

TDR 発行によるセカンダリー上場が企業に

もたらすメリットとしては、i) 資金調達の選択肢が増えること、ii) TDR はプレミアム分が高いこと（TDR の価格は現地国の原株より優れている場合が多い）、iii) 比較的発行手続きが簡単で早いこと、があげられる。

（4）外国企業の上場推進に向けた具体策と効果

台湾政府・証券取引所は、外国企業の上場を積極的に推進するため、2008 年以降、台湾における上場の特徴・メリットを PR するとともに、様々な資本市場の自由化新政策を実施している。

まず、2008 年 3 月に、外国企業の台湾での上場を解放し、同年 7 月には外国企業の中国投資上限額の解除、外国企業の資金調達用途に係る制限の廃止、セカンダリー上場の A, B 式承諾書の廃止といった規制緩和を行った。その後、2009 年 1 月に外国企業のハイテク企業としてのプライマリー上場申請を解放し、2010 年 3 月には、香港レッドチップ株に属する企業の

TDR 発行によるセカンダリー上場を解放している。

こうした取組みの結果、外国企業の台湾での上場が徐々にではあるが、増加してきている。台湾証券取引所(2010)『台湾資本市場の優位性』をみると、以下の実績があげられている。

まず、プライマリー上場においては、2010 年 6 月 30 日までに新規上場指導を申請した外国企業は 57 社となった。このうち運営拠点が中国の企業は 42 社と圧倒的に多く、次いで米国が 8 社である。これらの企業の業種別にみると、電子工業 8 社と並んで、バイオ・医療企業が 8 社と最も多く、光電子産業 7 社、半導体 6 社が続いており、ハイテク産業が上位を占めて

いる。

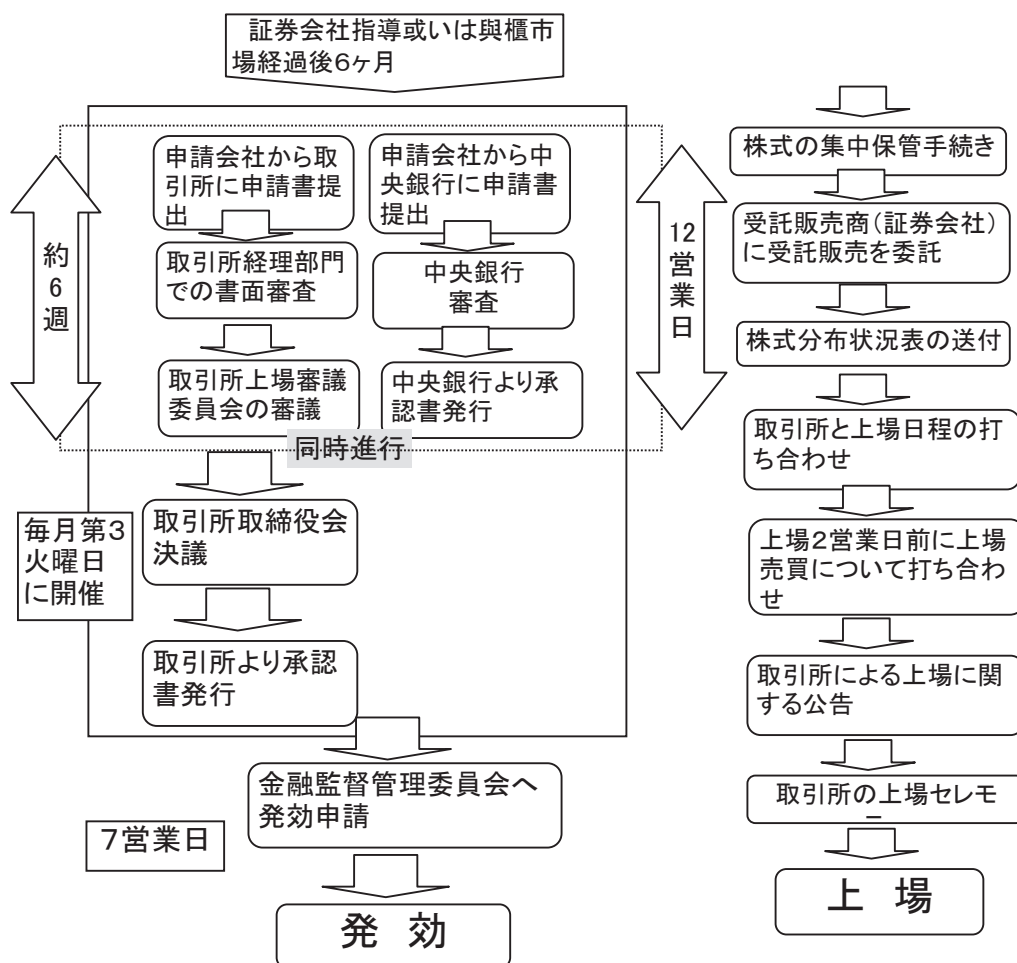
次に、セカンダリー上場では、2008 年以降の新政策実施後の上場企業は、2010 年 6 月 30 日時点で 14 社となった。このほか、3 社が上場申請中となっている。

(5) 台湾の上場審査の特徴

台湾において、海外企業によるプライマリー上場とセカンダリー上場の場合の実際の新規上場審査の流れをみてみたい(図表 3、4 参照)。

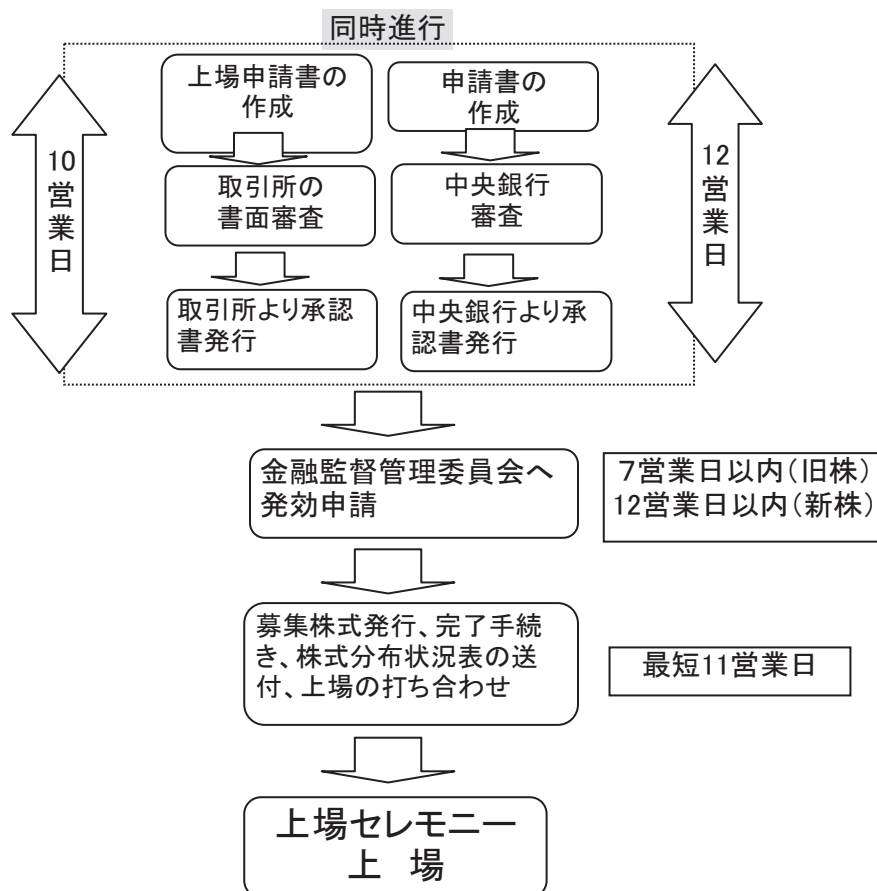
公開発行会社から株式の新規上場申請があった場合、まず、取引所の上場サービス部の経理部門において審査を行った後、「有価証券上場審査審議委員会」の審議が行われる。次に、こ

図表 3 台湾における新規上場審査の流れ



(出所) 台湾証券取引所ホームページをもとに作成

図表 4 台湾における TDR 審査の流れ（申請から上場まで約 1 ヶ月半）



（出所）台湾証券取引所ホームページをもとに作成

うした審査・審議後、取締役会の決議を経て、取引所が承認書を発行する。最後に、主管当局である金融監督管理委員会の許可を得ることとなる。また、セカンダリー上場（TDR）の場合の審査も、新規上場審査とほぼ同様の流れである。

台湾での新規上場の場合の審査期間は約 6 週間であり、日本においては概ね 2～3 ヶ月程度要することと比べると、比較的短いことがわかる。さらに、セカンダリー上場においては、審査期間は 10 営業日とかなり短く、申請から上場までわずか約 1 ヶ月半しかかからない。こうした発行手続きが簡単で早いことが、海外企業の上場誘致に向けた PR 材料の一つとなっている。

また、台湾における海外企業の上場審査では、新規上場、セカンダリー上場ともに、証券取引所の審査と並行して、中央銀行による審査が行われている。すなわち、海外企業の上場には、中央銀行の同意を要する。これは、海外企業の台湾での資金調達によって、台湾為替相場が短期間内に大幅変動しないように、中央銀行が資金動向を事前に把握するためである。

このように、台湾における上場審査においては、審査期間が比較的短かいこと（特にセカンダリー上場）、及び取引所審査と同時並行で中央銀行の審査を必要とすることが大きな特徴となっている。

5. 台湾の証券市場の概況

(1) 上場企業数等

台湾証券取引所開業後の60年から70年代においては、台湾証券市場の規模は極めて小さく、開業当時の上場企業数はわずか18社であり、70年当初も42社であった。80年に入りようやく100社を超え、90年から2000年代前半にかけては、順調に増加し、91年221社、94年313社、97年404社、2000年531社、2004年には697社に達した。その後は、上場廃止企業の増加等で伸び悩んだものの、2008年になり700社を超え、2009年時点では741社となっている(図表5)。

このほか、中小企業や新興企業を中心とした店頭登録企業は、2000年の300社から2009年には546社と、近年は伸び悩みつつも増加している。

2009年の台湾株式市場の規模(上場企業数741社、時価総額6,570億ドル)を、NIESと呼ばれた東アジア各国・地域(台湾、シンガポ-

ル、香港、韓国)の中で比較すると、シンガポール(639社、4,600億ドル)よりも大きいものの、香港(1,134社、22,600億ドル)、韓国(763社、7,680億ドル)より小さく、経済規模と比べ株式市場の規模は大きいとはいえない。台湾において株式市場の発達が遅れた理由は、資本規模の小さい中小企業が多く、一般的にオーナー経営者が細部にわたり経営実権を掌握しているため、開示が要求される直接金融はよりも間接金融を選択する傾向が強かったことがあげられる。

こうしたなか、近年、金融当局・証券取引所は、資本市場の自由化・国際化を進め証券市場の規模を拡大するために、前述のようなハイテク企業の上場基準の緩和を行うなど、海外優良企業の台湾での上場・店頭登録を積極的に進めている。最近の成果については、上記4.(4)のとおりである。

(2) 株式市況

台湾の代表的な株価指数は、市場全体の株の

図表5 公開發行会社の企業数・株式発行状況

(単位: 社、億元)

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
上場企業	462	531	584	638	669	697	691	688	698	718	741
資本額	30,830	36,614	40,964	44,440	47,253	50,581	54,160	55,227	56,016	57,354	58,696
時価総額	118,035	81,915	102,476	90,949	128,691	139,891	156,339	193,770	215,273	117,065	210,336
店頭登録企業	264	300	333	384	423	466	503	531	547	539	546
資本額	5,138	6,772	6,814	6,273	6,395	6,261	6,432	7,262	7,148	7,031	7,727
時価総額	14,684	10,506	14,122	8,623	12,008	11,225	13,125	18,995	18,688	7,721	19,142
未上場・未店頭登録企業	2,018	2,257	1,953	1,328	1,128	989	801	673	601	535	497
資本額	29,469	30,131	31,696	26,728	24,430	24,112	23,120	21,444	19,504	16,978	18,171
與櫃企業				172	245	350	257	230	246	233	223
資本額				944	2,587	4,031	3,900	3,324	2,778	2,805	2,884
時価総額				2,714	4,591	5,687	7,409	7,234	5,956	2,429	5,176

(注1) 與櫃企業とは、2002年1月に開設された上場・店頭準備登録株式市場の新興企業。

(注2) 未上場・未店頭登録企業のデータには與櫃企業分を含む。

(出所) 行政院金融監督管理委員会年報

価値の変動を反映した「発行量加権株価指数(加権指数)」であり、上場銘柄の発行量を加重値として株価指数を計算したものである。「加権指数」は、1966年の平均値を基準時点とし、基準時点の指数を100と設定しており、サンプルは全ての上場取引される普通株である。

台湾の株式市況を振り返ってみると、以下のとおりである(図表6参照)。

台湾では、新証券会社の開業ラッシュとなっ

た1989年に、個人投資家による証券会社口座の開設が激増し、サラリーマンが株式投資に熱狂したことに加え、多くの企業も“財テク”に走っている。当時のこうした現象は、「超級大賭場」と揶揄された。こうしたなか、株価指数は1990年2月に12,495ポイントという史上最高値を記録したものの、その後は、内外の様々な要因から、同年10月には2,560ポイントと最高値に比べ80%下落した。

図表6 台湾株式市場の動向(年別推移)

(単位: 社、億株、億元、ポイント)

年	上場企業数	時価総額	出来高	売買代金	(1日あたり)	株価指数		
						(年平均)	(最高)	(最低)
1980	102	2,191	115	1,621	6	546.91	599.57	480.38
1981	107	2,013	132	2,092	7	548.84	600.73	502.92
1982	113	2,031	102	1,339	5	477.20	546.21	421.43
1983	119	3,060	239	3,638	12	654.28	765.71	434.94
1984	123	3,903	182	3,245	11	872.51	969.25	764.50
1985	127	4,157	145	1,952	7	745.62	840.57	636.02
1986	130	5,484	390	6,757	24	944.74	1,039.11	839.73
1987	140	13,861	769	26,686	93	2,135.03	4,673.14	1,063.13
1988	163	33,833	1,014	78,680	272	5,202.21	8,789.78	2,341.06
1989	181	61,742	2,206	254,080	885	8,616.14	10,773.11	4,873.18
1990	199	26,819	2,323	190,313	677	6,775.32	12,495.34	2,560.47
1991	221	31,840	1,759	96,827	339	4,928.83	6,305.22	3,316.26
1992	256	25,455	1,076	59,171	208	4,271.63	5,391.63	3,327.67
1993	285	51,454	2,047	90,567	312	4,214.78	6,070.56	3,135.56
1994	313	65,044	3,512	188,121	658	6,252.99	7,183.75	5,194.63
1995	347	51,084	2,673	101,515	355	5,543.75	7,051.49	4,503.37
1996	382	75,289	3,507	129,076	448	6,003.72	6,982.81	4,690.22
1997	404	96,961	6,542	372,411	1,302	8,410.56	10,116.84	6,820.35
1998	437	83,926	6,120	296,190	1,093	7,737.68	9,277.09	6,251.38
1999	462	118,035	6,781	292,915	1,101	7,426.69	8,608.91	5,474.79
2000	531	81,915	6,309	305,266	1,126	7,847.21	10,202.20	4,614.63
2001	584	102,476	6,064	183,549	752	4,907.43	6,104.24	3,446.26
2002	638	90,949	8,562	218,740	882	5,225.61	6,462.30	3,850.04
2003	669	128,691	9,176	203,332	817	5,161.90	6,142.32	4,139.50
2004	697	139,891	9,876	238,754	955	6,033.78	7,034.10	5,316.87
2005	691	156,339	6,635	188,189	762	6,092.27	6,575.53	5,632.97
2006	688	193,770	7,325	239,004	964	6,842.04	7,823.72	6,257.80
2007	698	215,273	8,872	330,438	1,338	8,509.56	9,809.88	7,344.56
2008	718	117,065	7,789	261,154	1,049	7,024.06	9,295.20	4,089.93
2009	741	210,336	10,888	296,805	1,182	6,459.56	8,188.11	4,242.61

(出所) 台湾證券交易所「中華民國九十八年 證券統計資料」

90年代に入り、95年までは大幅な回復はみられず、年平均でみても4,000～6,000ポイント台で推移した。96年には「株式市場安定基金」を設立するとともに、外資の国内株式市場への投資促進を進め、97年には最高値10,116ポイントと1万台を回復し、さらに、2000年にも最高値10,202ポイントを記録した。また、97年から2000年にかけて1日あたりの売買代金は1,000億元台となった。

しかし、2001年以降は、最高値は1万ポイントを超えたことはなく、総じて低迷が続いている。

まず、2001年から2006年の年平均をみると、再び4,000～6,000ポイント台での推移となり、1日あたりの売買代金も1,000億元割れが続いた。なお、2004年には、「博達科技」事件が発覚し、その後も上場ハイテク企業の会計不祥事が相次いで表面化した。このため、「上場ハイテク企業の財務の健全性に懐疑的な見方が広がり、株価の低いハイテク銘柄が大幅に下落する現象がみられた。」ことも報じられている（当時の報道振りについては、NNA.ASIA等参照）

さらに、2007年以降は、台湾株式市場も米国のサブプライム問題やリーマンショックといった世界的金融危機の影響を大きく受けることとなる。2007年は、米国サブプライム問題の影響により、7月下旬から8月中旬の1ヶ月足らずの間に約1,700ポイント低下した（7月24日9,744ポイント→8月17日8,090ポイント）。また、10月には米国FRBの2度の金利引下げの効果により、台湾でも9,810ポイントまで上昇したものの、11月は再びサブプライム問題や台湾の政治的不確定要素も加わり再び株価指数は低下し、12月末は7,823ポイントで終えた。2008年には、総統選の国民党勝利による两岸関係改善に対する期待感もあって、5月には9,295ポイントと当年最高値となったものの、

リーマンショックにより11月には4,089ポイントまで下落し、当年最低値を記録した。2009年は、年初は米国経済の不振、台湾の大手ハイテク企業の業績不振により低迷が続いた。しかし、6月以降は、国際株式市場の回復に加え、两岸関係では金融MOU、ECFAといった材料などにより回復基調となり、12月末には8,188ポイントとなり、当年最高値で終えた。2010年（10月末現在）は、概ね7,000ポイントから8,300ポイントの間で推移している。

(3) 投資家の構成

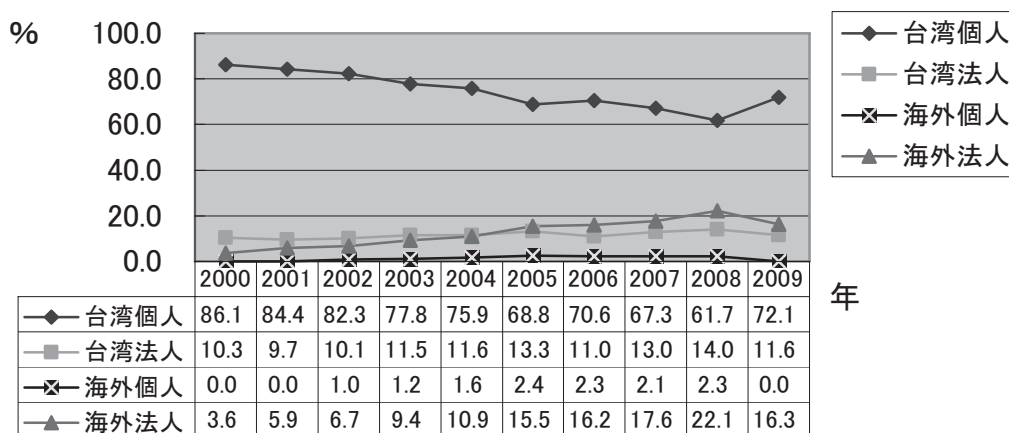
台湾株式市場は、従来から①手数料率が低く、キャピタルゲイン狙いの投資家の新規参入が容易であること、②機関投資家の参入が遅れたこと、③大陸との政治的関係等に左右されやすいこともあって、相場変動が極めて大きいという特徴がある。例えば、2002年8月の陳総統（当時）の「一辺一国」発言直後は、两岸関係の緊張に繋がるのではないかと懸念が投資家の間に広がり、その年の最大下落幅を記録するなど、台湾の動き、台湾人の心理そのものを反映しているといっても過言ではない。実際に2009年の台湾株式市場の投資家別取引量をみても、全取引量のうち70%超を台湾の個人投資家が占めている（図表7）。

しかし、2000年以降、台湾の個人投資家ウエイトは次第に低下してきている。一方、台湾の金融当局・証券取引所が経営目標として、台湾市場の国際公認の資本市場への昇格、資本市場を統合し国際競争力の強化を掲げる中で、台湾株式市場での外国人投資家のウエイトと重要性は年々高まっている。

6. おわりに

以上のとおり、台湾証券取引所は、台湾証券市場の国際化に向けて、積極的に取り組んできてい

図表7 台湾株式市場の投資家別取引量の構成比推移



(出所) 台湾証券取引所「中華民國九十八年 証券統計資料」をもとに作成

ることがわかる。特に、近年は、外国企業の上場を積極的に推進するため、外国企業の科学技術事業としてのプライマリー上場申請の開放、香港のレッドチップ株に属する企業のTDR発行によるセカンダリー上場の開放など、様々な資本市場の自由化新政策を実施していることを述べた。この結果、徐々にではあるが、中国企業を中心に台湾証券市場への上場を志向する外国企業が増加しつつある。

また、台湾の上場審査の特徴としては、①審査期間が比較的短かいこと(特にセカンダリー上場)と、②外国企業の上場審査においては、中央銀行が外為市場安定の観点から、取引所審査と同時並行で審査していることをあげた。

現在、台湾証券取引所は、日本企業に対しても、各種セミナー等を通じて「台湾は中国市場進出のための最良のゲートウェイ」として、台湾証券市場への上場を呼びかけている(たとえば、2010年7月、東京で開催された「未上場日本企業の台湾での株式上場セミナー」の中で、台湾証券取引所董事長が、「台湾資本市場の優位性」と題して説明している)。

このように、外国企業の上場推進を積極的に推進するなかで、台湾証券取引所の上場審査機能が果たす役割は、ますます重要になってくる。つい

ては、本稿の3. で詳述したように、投資家保護、証券市場の信頼維持のためには、上場関連部門の体制の見直しを検討し、自主規制機能の独立を一層確保することが必要であると考ええる。なお、こうした体制整備にあたっては、今後、台湾証券取引所と東証・大証との間での活発な意見交換を行うことも望まれるところである。

これからも、台湾証券取引所が、上場企業の拡充とともに機能の充実を図り、企業の資金調達と投資者の資金運用の両面において、経済インフラとしての役割を發揮し、台湾経済の発展に寄与していくことを期待したい。

(筆者は、現在、財務省北海道財務局に所属。本稿の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である)。

〔参考文献〕

(中国語文献)

- ・彭光治(2003)『股戲』 早安財經文化
- ・台湾證券交易所(2008)『台灣證券交易所簡介』 台灣證券交易所
- ・台湾證券交易所(2010)『台灣證券交易所中華民國九十八年度年報』 台灣證券交易所

- (日本語文献)
- ・水橋佑介 (2007) 「グローバル経済進展下の台湾株式市場」『交流No.768』21 - 34 頁
 - ・黒沼悦郎 (2007) 『金融商品取引法入門〈第2版〉』日本経済新聞出版社
 - ・三井秀範・池田唯一 『一問一答 金融商品取引法〔改訂版〕』商事法務
 - ・Deloitte 勤業衆信 (2010) 『台湾ビジネスガイド』Deloitte 勤業衆信
 - ・日本証券経済研究所 (2010) 『図説アジアの証券市場 2010 年版』日本証券経済研究所
 - ・白石常介 (2010) 「日系企業の台湾での公開、中華圏への進出」『交流No.829』13 - 22 頁
 - ・山下友信・神田秀樹 (2010) 『金融商品取引法概説』有斐閣
 - ・台湾證券交易所 (2010) 『台湾資本市場の優位性』台湾證券交易所

¹ 上場推進を進めるにあたっては、証券取引所のタイムリー・ディスクロージャーの充実強化が重要な要素の一つであることは、拙稿・井上 (2010) で述べたところである。したがって、本稿では、タイムリー・ディスクロージャーのあり方については、言及しない。

² 東京においては、東京証券取引所 (東証) のほか、東証とロンドン証券取引所の合併により、プロ向け新市場を運営する TOKYO AIM 取引所が創設されている。

³ 店頭市場の登録・取引については、「財団法人中華民国証券櫃檯買賣中心」(台湾店頭売買センター) が担っている。

⁴ 台湾証券取引所、及び日本の東京、大阪、名古屋の証券取引所は株式会社形態をとっている。札幌、福岡の証券取引所は、会員制法人の取引所である。

⁵ 黒沼 (2007) 120 - 121 頁。

⁶ 大証には、法令上の自主規制委員会が設置されている。なお、名古屋証券取引所の自主規制委員会は取締役会の諮問機関であり任意に設置されたものである。

⁷ 勤業衆信 (2010) 278 頁

⁸ 台湾における株式公開方法や公開条件については、白石 (2010) に詳しく解説されている。

⁹ 台湾の上場制度は、かつて第1株式と第2株式の2種類あり、それぞれ資本金等の上場基準が定められていたが、1997年、香港の上場制度を参考に、図表2のような上場基準に改正されている。

台湾海峡をめぐる動向（2010年12月～2011年1月）

「兩岸經濟協力枠組み協議」（ECFA）の本格実施と米中首脳会談

松本充豊（天理大学准教授）

profile

松本 充豊（まつもと みつとよ）

天理大学国際学部准教授

神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程修了（博士〔政治学〕）

神戸大学大学院国際協力研究科助手、長崎外国語大学助教授

中央研究院政治学研究所客員研究員、長崎外国語大学准教授を経て現職

専門：比較政治学、政治経済論、現代台湾政治

共著：『アジアの政治経済・入門〔新版〕』『アジアにおける大統領の比較政治学』等

今月より前任の門間理良氏（文部科学省教科書調査官）に替わり、「台湾海峡をめぐる動向」を隔月担当することになりましたので、引き続きご愛読下さるようよろしくお願い致します。

1. ECFA、本格的にスタート

(1) 第6回海基会・海協会トップ会談

中台の民間交流窓口機関、台湾・海峡交流基金会（海基会）と中国・海峡两岸関係協会（海協会）のトップによる第6回会談が、2010年12月21日に台北の圓山大飯店で開かれ、医薬・衛生分野での協力拡大や中国人観光客の台湾訪問人数枠の拡大などで合意した。

海基会の江丙坤理事長と海協会の陳雲林会長が調印した「海峡兩岸医薬衛生協力協議」には、伝染病予防、医薬品の安全管理・研究開発、漢方薬の研究・交流、原材料の安全管理、緊急治療その他の分野での協力拡大を進めることが盛り込まれた。中国人観光客の台湾訪問も、1日当たり3,000人までとする制限を2011年1月1日から4,000人まで引き上げるようになった。

注目された投資保証メカニズム（「海峡兩岸投資保証協議」）については、次回の第7回会談で重要議題として取り扱うことで合意した。投資保証の枠組み構築やさらなる投資環境改善では共通認識が得られているが、投資人の定義や待遇、損害賠償など細部が詰め切れていないため継続協議とされた。また、「兩岸經濟協力枠組み協議」（ECFA）の本格的な実施を控えて「兩岸經濟合作委員会」をできるだけ早期に成立させることでも合意した¹。

(2) ECFAのアーリーハーベスト実施

2011年1月1日、台湾と中国との事実上の自由貿易協定にあたる「兩岸經濟協力枠組み協議」（ECFA）のアーリーハーベスト（先行的に自由化を実施する措置）が本格的に実施され、兩岸の貿易関税の引き下げや一部サービス業の開放などが始まった。物品貿易では、台湾側は機械など計

268 品目、中国側は農水産品や繊維、機械など計 557 品目に対して関税引き下げを行う。関税の引き下げは 3 段階で行われ、2013 年には対象品目すべてがゼロ関税となる。

また同日、サービス貿易のアーリーハーベストについても第 2 弾が実施された。今回、中国側は銀行業、保険業、証券・先物業、専門デザインサービス業、病院サービス業、航空機メンテナンスサービス業の 6 業種、台湾側は特製品デザインサービス業、展覧会サービス業、スポーツ・レジャーサービス業、銀行業の 4 業種を開放した。

今回の措置は、2010 年秋に発表された第 1 弾のアーリーハーベストに続くものである。2010 年 9 月 12 日の ECFA の発効を受けて、中国側では 10 月 28 日に、会計・監査・簿記（臨時監査許可証有効期限の延長）、コンピュータ関連ソフトウェアおよびデータ処理、自然科学・エンジニアリング研究開発および実験、コンベンション、台湾製中国語映画の輸入割り当て規制の撤廃の 5 項目が開放された。台湾側でも 11 月 1 日に、研究開発、コンベンション、中国の中国語映画および共同制作映画の配給上映を毎年 10 作品、ブローカー（生きた動物を除く）、航空輸送コンピューターチケット販売システムの 5 項目が開放された。

（３）「兩岸経済合作委員会」の成立

台湾・海基会と中国・海協会は 2011 年 1 月 6 日、「兩岸経済合作委員会」（經合会）が正式に成立したことを発表した。經合会は、ECFA の第 11 条に基づいて、海基会・海協会両会の枠組みの下で設立されたプラットフォームおよび連絡メカニズムであり、常設の組織や機関ではない。主に ECFA 発効後の協議テーマの業務の意思疎通、および ECFA に定められた事項の執行の実践などの関連業務の処理を行う。經合会は中台双方が両

会の枠組みの下で各自代表を指定して、平等に参加するもので、主に双方の経済、貿易関連業務の担当部門の専門官から組織される。

双方の代表が共同参加する經合会会議は、半年に 1 回例会が開催される予定であるが、必要時には双方の同意を得て不定期に開催される。両会はそれぞれ代表メンバーを発表したが、台湾側は梁国新経済部次長、中国側は姜増偉中国商務部副部长（海協会特別顧問）を首席代表とし、海基会の高孔廉副理事長兼秘書長と海協会の鄭立中副会長が經合会会議の召集人（共同議長）を務める。

台湾の行政院大陸委員会の説明によると、今後の協定に関する協議・調印は引き続き両会の枠組みの下で、対等かつ尊厳ある交渉が行われ、今後の各種協定は調印後、兩岸関係条例第 5 条に基づき立法院の審議に送付し、手続き完了後に発効・施行される²。

（４）兩岸経済の動き

今年に入り兩岸の経済交流の拡大を示す統計数字が発表された。まずは中国人旅行者とりわけ観光客が急増している。交通部観光局によると、2010 年に台湾を訪れた旅行者は 556 万 7,277 人に達し、前年（2009 年）の 439 万 5,004 人に比べて 117 万人、前年比で 26.67% 増加した。このうち中国からの旅行者は 163 万 735 人、前年比で 67.75% の増加率を記録した。ちなみに日本人旅行者は 108 万 153 人、前年比 7.94% の増加だった。観光を目的として来台した旅行者は 324 万 6,005 人で、前年比 41.23% の増加となった。このうち中国人観光客は 117 万人で、前年比 98% の増加となった³。たとえば、台北市内の「台北園環」なども中国人観光客の急増により活気を取り戻しているが、彼らが 1 日 1,000 人以上訪れる観光客の半分を占めるという⁴。行政院主計処が算

出したところでは、昨年 of 中国人旅行客による観光収入は 20 億 6,000 万米ドル（約 618 億台湾元）に達している⁵。

兩岸の貿易関係もますます緊密化している。經濟部国際貿易局によると、台湾の税関ベースによる 2010 年の台湾の対中（香港を含む）の貿易総額は 1,523 億 4,000 万ドル、前年より 39.4% 増加した。そのなかで輸出は 1,147 億 5,000 万米ドル（前年比 37.1% 増加）、輸出全体に占める割合は 41.8% となり前年比 7 ポイント増加した。輸入は 375 億 8,000 万米ドル（前年比 47.1% 増加）で、貿易黒字は過去最高の 771 億 7,000 万米ドル（前年比 32.7% 増加）に達した。中国は台湾にとって最大の輸出市場であり、第 2 位の輸入相手先であり、最大の貿易黒字の源でもある⁶。施顔祥経済部長は、中国大陸が台湾の最大の貿易相手であることは今後も変わらず、中国大陸が今年も 2 ケタ成長を維持すれば、台湾全体の輸出も 10% の成長が可能であるとの見通しを示している⁷。

また、中国大陸に進出した台湾企業の U ターン投資も 4 年連続で増加している。經濟部が具体的な投資計画を把握している 2010 年の投資案件は合計 107 件で、投資予定金額は約 1,138 億元に達したという。ECFA の本格的な実施が始まり、台湾企業による台湾への U ターン投資のさらなる拡大が見込まれている⁸。

（5）中国籍留学生の就学解禁

台湾の教育部は 2011 年 1 月 4 日、「大陸地区人民来台就讀専科以上学校弁法」を公布した。これにより中国籍の留学生の台湾での就学が本年 9 月から解禁される運びとなった。本年は 2,000 人の受け入れを上限とし、1 校あたり学生数の 2 % 以内とされている。私立大学では学部、大学院（修士課程・博士課程）での募集が可能だが、公立大

学では大学院以上のみとなっている。中国籍留学生には 2 年間有効の入境許可証が発給され、就学状況をみながら延長が認められる。ただし、台湾の全民健康保険に加入できない、台湾でのアルバイトは認められない、教員の研究助手にはなれない、また国家の安全に関わる学科を専攻できないなどの制限が設けられている⁹。

2. 新年祝辞から見た兩岸関係

（1）兩岸指導者の新年祝辞

新年を迎えるにあたり、兩岸の指導者から新年祝辞が発表された。ここでは、台湾の馬英九総統、中国の胡錦濤国家主席それぞれの、中国大陸、台湾に向けたメッセージを取り出してみたい。

馬総統は 2011 年 1 月 1 日、中華民国建国 100 年を記念して「壮大台湾、振興中華」と題する祝辞を述べた¹⁰。馬総統は、「100 年の平和」という願いについて触れたなかで、「兩岸の炎黄の子孫は交流を深めて理解を増進させ、相互信頼を育み、徐々に偏見をなくしていかなければならない」と訴えた。そのうえで「中華民国は華人世界の民主の模範である」として、「我々はいつの日か、すべての炎黄の子孫が台湾の人々と同様に、自由、民主、法治による多様な生活スタイルを享受できるよう願っている」と語り、「台湾の経験を中国大陸の未来の発展の鏡とすべきである」と述べた。さらに、「兩岸は政権を争うべきではなく、統一か独立かを争うべきではなく、国際空間を争うべきではなく、自由、民主、人権、法治等の核心的価値観について努力し、互いに激励し、互いに高め合わねばならない。我々は中国大陸の人権の発展に関心を持っているが、それが我々の大切にしている核心的価値であり、兩岸の距離を測り近づける重要な指標でもある」と強調した¹¹。

胡主席は 2010 年 12 月 31 日、新年祝辞「共同増

進各国人民福祉」を發表した。そのなかで、胡主席は「我々は『平和統一、一国両制』の方針を堅持し、兩岸関係を平和的に発展させるというテーマをしっかりと把握し、兩岸の交流と協力を引き続き推進し、大陸と台湾同胞の幸福のために絶えず努力していく」と強調した¹²。

（２）『中央日報』社説

兩岸の指導者による２つの祝辞について、2011年１月３日付の中国国民党（以下、国民党）の機関紙『中央日報』¹³が興味深い社説を掲載している。

同社説は、元日より ECFA の物品貿易のアーリーハーベストが実施され、兩岸の経済交流が加速されようとしているときに、指導者による祝辞の内容は「真っ向から対立しているかのようだ」と評している。馬総統と胡主席は両者とも和解を推進し、協力を行う必要性を訴えている。しかしその一方で、馬総統は人権の発展という大陸にとって最も敏感な問題に触れており、胡主席が強調した「一国両制」もまた台湾住民がこれまで拒否してきた主張である。

同社説は、最近中国側が「一国両制」に触れることは少なくなっていたのに、「なぜこの時期にまた蒸し返えそうとするのか」と問題提起したうえで、その原因を探っている。第１に、「先易後難、先経後政」が兩岸双方の合意だが、台湾側が政治協議に応じようとしないうことへの中国側の焦りと苛立ちがある。第２に、台湾側の行政院大陸委員会が主張した「７つの核心的利益」¹⁴、特に「台湾の前途は 2300 万人の国民が民主的で自由に選択しなければならない」という点について、それは民主進歩党（以下、民進党）の基本的主張とかなり近いとの認識から、中国側は台湾が「台独」あるいは「独台」の方向に歩むのではとの疑念を深

めた。第３に、「五都選挙」¹⁵の結果、民進党が 2012 年の次期総統選挙で勝利する可能性が出てきたことから、中国側はそうなる前に兩岸の交渉を加速させ、もはや後戻りできない状況を作り出すことで、将来の選挙の結果に影響されないようにしようとした。第４に、中国共産党（以下、共産党）内部のタカ派の不満を抑えるため強硬な姿勢を示した。

これらが正しいかどうかは別問題として、上記の内容は国民党内の一つの見解が示されたものとして注目される。また、年末の中台トップ会談で投資保証メカニズムが先送りされたことや、昨年内の成立を目指した「兩岸経済合作委員会」の成立が遅れたことについて、「兩岸関係の最近の動きに微妙な変化が見られる」と捉えられている点も注目される。最後は、兩岸の政治対話はまだ機が熟しておらず、中国側が再び「平和統一、一国両制」を持ち出せば、恐らく彼らの期待とは逆の結果をもたらすであろうと締め括られている¹⁶。

３．「92 年合意」めぐるトライアングル

（１）「92 年合意」をめぐる応酬とその背景

昨年末から年始にかけて、台湾では与野党のあいだで「92 年合意」（「九二共識」）をめぐる応酬が続いた。口火を切ったのは馬英九総統で、同合意に対する民進党の蔡英文主席の立場を質した。この背景としては、2011 年 11 月末に「五都選挙」の結果、蔡主席が再選を狙う馬総統の強力なライバルとして浮上したこと、さらには選挙後、民進党が大陸との対話強化を図る動きを活発化させたことがあげられよう。蔡主席は新北市長選挙の選挙資金から 2,000 万元を投じて、党内に中国問題専門のシンクタンクを設立し、同党の対中政策の強化と中国側との直接交流の能力を高める意向を表明した¹⁷。さらにこうした民進党の動きを「前向きなシグナル」と受け止める中国側の学者の発言

や、関係筋が民進党との非公式な接触を積極化させているとの報道が相次いでいた¹⁸。

「攻勢」を繰り返す馬総統に、蔡主席もそれになり「応戦」する格好となった。これに中国が必ずしも積極的に「参戦」することはなかったが、台湾海峡をはさんで「92年合意」をめぐるトライアングルが浮かび上がった。「92年合意」とは、兩岸の窓口機関である台湾・海基会、中国・海協会が1992年10月に行われた香港での会談で達成したとされる、「1つの中国」に関する合意のことである。台湾の国民党、中国側はその存在を主張しているが、台湾の主体性を主張する民進党などは存在しないと主張している。ただし、合意内容については国民党と共産党の主張は必ずしも一致しない。双方とも「1つの中国」を堅持するというのが共産党の主張だが、国民党は「1つの中国、その解釈は各自表明する」(「一個中国、各自表述」、「一中各表」)ものと説明しており、この場合の「1つの中国」とは「中華民国」を指している。

(2) 馬英九総統の「攻勢」

馬総統は、2010年12月23日に『聯合晚報』のインタビューを受け、「92年合意」は兩岸関係の礎石であり、これを認めなければ双方の関係は不安定な状態となり、双方が平和を求めても大きな疑問がもたらされると語り、民進党の蔡主席に「92年合意」に対する立場を明確にするよう呼びかけた。

馬総統は、民進党が「10年政綱」を検討していることについて、「92年合意」は中国に対して台湾が独立しないことを理解させるものであり、同党がどのような対中政策を打ち出すのかは民進党にとって大きな挑戦であり、注目していると指摘した。また蔡主席に対して、蔡主席はもし政権を担当する場合、国民党の政策を引き継ぐのかどう

か、もし引き継ぐとすれば「中国に傾倒している」として批判されないのかと指摘し、自分はこの問題でずいぶん批判されてきたが、蔡主席が「92年合意」を持ち出した場合、批判されることになるのだろうかと言った¹⁹。

さらに馬総統は、中国の胡錦濤国家主席が米国のブッシュ米大統領と電話会談を行った際の発言(2008年3月26日)や、海協会の李亜飛副会長が台湾を訪問した際の発言(2010年8月11日)を見ると、中国が「92年合意」を承認していることは証明されており、もし蔡主席が「92年合意」はないとの主張を固持すれば、中国との関係は不安定な状況になると指摘した。馬総統は、自分がこのような話をするのは、党派の争いや権謀に基づくものではなく、台湾の長い未来を真剣に考えてのことであると語り、民進党が政治的な立場から「92年合意」に反対するのはいいが、その存在を否定することはできず、現実からかけ離れていると批判した²⁰。

(3) 蔡英文主席の「応戦」

馬総統の呼びかけに対し、蔡主席も応えた。蔡主席は、1992年当時の対中交渉の当事者であった李登輝元総統や辜振甫元海基会理事長が、いずれも「92年合意」など存在しないと主張していると指摘し、そのような存在しないものを認めるのは自分にも民進党にも困難であると強調した。そのうえで、馬総統はまず当時の当事者に「92年合意」があったのかどうかを問い直すべきではないのか、もしあるというのなら、それがいったいどういうものなのか、馬総統自身が先に明確にすべきではないのかと批判した²¹。

蔡主席がさらに踏み込んだ形で応えたのが元旦に発表したメッセージである。蔡主席はそのなかで次のように述べている。「92年合意」や、「一中

各表」や、「各表一中」といった言葉で論争するよりも、あなたの心の中の国家とは何ですかと直接人民に聞いてみたほうがいい。そうすれば、誰もがみな少しもためらうことなく、台湾あるいは中華民国と答えるだろう。つまり私の国家はこの土地であり、それは対岸の中華人民共和国には属してもしないし、それと同じでもないということだ。さらに蔡主席は、どうして馬総統が最近ずっと問い続けているのかわからないとしたうえで、「まるで彼はこの国家の現在と未来の位置づけをまだ定められていないかのようだ」、「総統にとっては、あなたに投票した人がいるところに、あなたの国家があるのだ」と指摘している。

また蔡主席は、国民党は「中華民国がなければ台湾はない」と考えており、「政権と統治者」にひれ伏していると述べ、民進党は「土地と人民」を信じ、「台湾がなければ中華民国はない」と信じるのであり、台湾の優先性を堅持し、多数の人民の側に立っていると信じていると強調した²²。

（４）謝長廷氏の「憲法共識」

両者の応酬に、一石を投じたのが謝長廷元行政院長だった。謝氏は、「92年合意」は台湾では合意ではないと指摘し、それに代わる「憲法共識」（憲法合意）という考えを示した。謝氏は、民進党は「中華民国憲法」を基礎として国民党との合意の重畳を追求し、「一中各表」に代えて「憲法各表」を台湾と中国との交流と協議の基礎とすべきであると主張した。謝氏によれば、兩岸政策では超党派であるだけでなく、台湾の70%以上の合意を凝集させてこそ、国家のために最大利益を勝ち取ることができる。現在の「92年合意」は国民党と共産党の合意でしかなく、半数近い台湾住民の同意を得られていないと指摘し、さらに大きな合意を得る方策を講じてこそ、兩岸の発展と台湾の主体性の双方に配慮できると述べて、中華

民国憲法こそ台湾最大の合意であるとの考えを示した。

謝氏は、与野党が「憲法共識」を達成した後、兩岸関係では「憲法各表」で「92年合意」の「一中各表」に代える、つまり「中国は彼らの憲法により表明し、台湾も我々の憲法により表明する」ことで、中華民国が憲政国家であることを示すだけでなく、我々は中華人民共和国ではないことを説明することにもなると述べている²³。なお、こうした謝氏の主張に対しては、民進党内でも意見が割れている²⁴。

（５）中国側の反応

中国側から示された反応は次のようなものだった。中国國務院台湾事務弁公室（国台弁）の楊毅スポークスマンは、2010年12月29日の定例記者会見での記者団の質問に対し、『台独（台湾独立）』に反対し、『92年合意』を堅持することは、兩岸の政治的な相互信頼を築くうえでの重要な基礎であり、兩岸関係の改善と発展の前提と基礎でもある。兩岸が『92年合意』に至った過程と事実ははっきりしており、疑う余地はない」とし、「92年合意」を認めなかった場合については、「この数年間の兩岸関係の発展のプロセスを振り返れば、結論を導き出すのはそう難しくないだろう」と答えた。

民進党所属の県市長や元政府高官の大陸訪問については、「我々は、兩岸関係の平和的発展に賛成する台湾の各界の人々はみな適当な身分で大陸を訪問することを歓迎する。我々は民進党人士が適当な身分で大陸を訪問することを歓迎する」と述べた²⁵。

さらに、海協会の陳雲林会長は2011年1月13日、北京での全国台湾同胞投資企業聯誼会の郭山輝会長や同会幹部との晩餐会の席上で、「もし台

独反対がなくなり『92年合意』もなくなれば、一切を再検討しなければならない」と語ったと報じられている²⁶。

「92年合意」に代えて「憲法共識」を兩岸協議の基礎とするという謝氏の主張について、国台弁の范麗青スポークスマンは、「『92年合意』は客観的に存在しており、民進党は実務的に向き合うべきだ」として、「『台独』に反対し、『92年合意』を堅持することが兩岸双方が政治的な相互信頼を確立するための重要な前提と基礎であり、この前提と基礎が失われたならば、兩岸関係の改善と発展は語りようがなくなるだろう」と指摘した。また「『台独』には活路はなく、兩岸の交流と協力を妨害し邪魔しても支持は得られないことを民進党が真に認識することの望んでいる」と述べている²⁷。

4. 米中首脳会談

(1) 中国・胡錦濤国家主席の訪米

2011年1月18日から21日にかけて、中国の胡錦濤国家主席が米国を公式訪問した。中国の国家元首としては、1997年秋の江沢民国家主席以来の米国公式訪問となった。国賓としてワシントン入りした胡主席は、19日午前のホワイトハウスでの歓迎式典のあと、バラク・オバマ大統領との首脳会談を行った。2010年1月、オバマ政権が台湾への武器売却を決定したことに対し、中国が報復措置として米国との軍事交流を中断するなど、このところ米中関係は悪化していた。今回の首脳会談では両国が「相互尊重と互惠に基づく協力パートナーシップ」の樹立に向けて努力することで一致した。

(2) 米中共同声明の発表と共同会見

会談後には米中首脳による共同声明が発表された。同声明では、米中関係における台湾問題（米国側は「the Taiwan issue」、中国側は「台湾問題」

と表記）の重要性が確認された。中国は、台湾問題は中国の主権と領土保全に関わると強調し、米国がその承諾を守り、中国のこの問題における立場を理解し支持することを望むと表明した。米国は、台湾海峡兩岸による ECFA の締結を高く評価し、双方の間で新たな意思疎通のルートが発展していることを歓迎した。また兩岸関係の平和的発展を支持し、経済、政治、その他の分野における対話と交流が兩岸で拡大に向けた努力がなされ、さらに積極的に安定した兩岸関係の発展に期待すると表明した²⁸。

注目されるのは、オバマ大統領が ECFA の締結を高く評価したことである。これは先のヒラリー・クリントン国務長官に続くもので²⁹、米政府の認識を改めて明確に示したものといえる。さらに、2009年11月のオバマ大統領の訪中で発表された共同声明³⁰では、台湾など領土・主権問題は互いの「核心的利益」とであるとされたが、今回の声明からはこの表現が消えた。それは次のような内容だった。「双方は、互いの主権と領土保全を尊重するという基本原則が米中関係の基準となる3つの米中共同コミュニケの核心にあることを再度表明する。双方ともこの原則を犯そうとするいかなる勢力によるいかなる試みも支持しない。双方は互いの核心的利益を尊重することは米中関係の安定的な発展を確実なものとするうえで極めて重要であるということに同意した」³¹。

ただし、胡主席は歓迎式典の挨拶のなかで、「（米中双方が）相手の核心的利益を尊重しなければならない」と語ったほか³²、首脳会談でも「台湾問題は中国の核心的利益」と言及している³³。さらに首脳会談終了後にも、1月20日昼、ワシントン市内で開かれた米中友好団体主催のパーティーでの演説で、胡主席は「台湾、チベットなど中国の主権と領土保全にかかわる問題は、中国の核心的

利益であり、13億の中国人民の民族感情に影響を及ぼすものだ」と語った³⁴。

会談後の共同会見では、オバマ大統領が冒頭の発言のなかで、台湾海峡兩岸の緊張が緩和し、経済関係の進展が確立したことを歓迎するとともに、これが継続されることを希望するものであり、それは兩岸、地域、米国の利益にかなうものであると語った。さらに、「私は3つの米中コミュニケと台湾関係法に基づいた1つの中国政策への我々のコミットメントを再確認した」と述べて、共同声明のなかには登場しなかった台湾関係法に言及した³⁵。台湾関係法という文言が、共同声明には盛り込まれず、共同会見のなかでとりあげられるというスタイルは、前回のオバマ大統領の訪中時と同様である³⁶。

(3) 台湾側の反応

米中首脳会談後の共同声明と共同会見を受けての、台湾側の反応は次のとおりである。

総統府の羅智強スポークスマンによると、馬英九総統は喜びと安堵を示し、これまでの兩岸関係の改善に向けた努力により、兩岸が互いに利益を得ただけでなく、国際社会にも評価されたとの考えを示したという³⁷。

外交部は「米国・オバマ大統領が中国大陸の指導者・胡錦濤との共同会見で『台湾関係法』を再度表明し、米国が台湾の安全保障に対する公約遵守への毅然とした態度を示したことに対し特に感謝の意を表する」とのコメントを出した³⁸。クリントン国務長官に続きオバマ大統領も ECFA 締結を高く評価したことについて、米国政府のトップクラスが、馬英九総統が推し進めている兩岸政策を高く評価していることを十分に示すものであるとの見解を示した。

大陸委員会も、「米国が台湾の穏健で秩序ある兩岸関係の発展および協議と対話を支持したことを歓迎し感謝する」とのコメントを発表した。今後も引き続き兩岸関係の平和と安定に力を注ぎ、「台湾を主体とし、国民に有益なように」の原則を堅持し、一歩ずつ着実に兩岸関係を推進していくとしたうえで、米国側が引き続き台湾が必要とする安全保障の提供を継続する政策立場を続けていくことを歓迎すると表明した。また、中華民国は主権独立国家であり、中華民国憲法の枠組みの下で「統一せず、独立せず、武力行使せず」の台湾海峡の現状を維持していくとして、各方面が兩岸の現実を尊重し、地域の平和発展を追求するために共に努力することへの期待を示した³⁹。

民進党の蔡英文主席は、米中首脳会談の焦点は米国と中国の利益にあり、台湾にとっての関心は台湾の利益が米中関係の構築過程で犠牲になるかどうかであると述べた。米中首脳会談の台湾への影響については、民進党は過度に楽観視して扱うつもりはなく、それは台湾の生存にとって非常に重要であり、今後も注視していくと語った⁴⁰。

5. 米国在台協会 (AIT) 理事長の訪台

(1) 馬英九総統との会見

米国の対台湾窓口機関、米国在台協会 (AIT) ワシントン本部のレイモンド・バーガード (Raymond F. Burghardt) 理事長が1月23日から4日間の日程で台湾を訪問した。今回の訪台は先に行われた米中首脳会談について馬英九政権に説明するのが目的だった。

25日には馬英九総統との会見が行われた。馬英九総統は、バーガード理事長に感謝の意を示すとともに、オバマ大統領とクリントン国務長官が相次いで「台湾関係法」遵守を表明したことにより、米国が毅然たる態度を示したとの認識を示した。

また、台湾海峡の兩岸の密接な交流、とりわけ ECFA 締結に対して評価の意が示されたことに感謝した。

また馬総統は、米国政府が 2010 年 1 月と 8 月に台湾への武器売却をそれぞれ承認したことが「台湾関係法」に基づいて行われた決定であり、事前に中国側と如何なる話し合いも行われなかったと指摘し、それは米国側が 1982 年の「817 コミュニケ」発表後に台湾に対して行った 6 つの保証、すなわち「台湾への武器供与の終了期日を定めない、台湾への武器売却について中国大陆側と事前協議を行わない、中国大陆と台湾の仲介を行わない、台湾関係法の修正を行わない、台湾の主権問題に対する立場を変えない、台湾に中国大陆と交渉するよう圧力をかけない」ということを再度表明したものであるとの認識を示した⁴¹。

会見のなかで、バーガード理事長は、米国は台湾の最も親しい友人であり、共同声明について中国側と協議した際にも、台湾の利益を損なわないことを原則とし、台湾に常に配慮してきたと語った。米国は兩岸の仲介者になるつもりもないし、兩岸対話のプロセス、日程やテーマについても口を挟まない、たとえ交渉の進展が遅くとも米国が耐えられぬことはないと言った。さらに、バーガード理事長は、兩岸の未来は兩岸自身が決めることであるとしたうえで、米国の定義では台湾が国際社会に参加すること自体が「政治」の一種であるため、米国は兩岸で「政治」対話が行われることを希望しているが、台湾はこの「政治」という言葉を過度に解釈する必要はないと言ったと報じられている⁴²。

馬総統は、米国側が F-16C/D 型戦闘機とディーゼル潜水艦の台湾への供与をすみやかに同意することを希望していると表明した。台湾海峡

における軍事パワーバランスの不均衡が、兩岸関係の発展と地域の安定のいずれに対してもマイナスの要素となっていると述べ、台湾は軍備を拡張しようとするのではなく軍備を刷新できるよう希望しているのであり、また必ず専守防衛的な用途に用いるものであると強調した⁴³。これに対し、バーガード理事長は、米国が台湾に防衛のための兵器を提供するのは台湾に対する中国の脅威に基づくもので、台湾自らが兩岸関係はもはや防衛の必要がなくなるまでに改善されたと米国に表明しない限り、米国が台湾に対する武器売却政策を調整することはないと答えたという⁴⁴。

（２）消えた「核心的利益」、幻の「第４のコミュニケ」

同日、バーガード理事長は記者団との茶話会の席で、19 日に発表された米中共同声明のなかで、中国が台湾やチベットなどに使う「核心的利益」という表現がなかった理由について、米国が反対したためであると語った。バーガード理事長は、中国側は 2009 年の米中共同声明と同様に「核心的利益」という表現を盛り込むことを求めたが、米国側はそれでは中国側に拡大解釈の余地を与えてしまうと考え、「盛り込むのなら声明は出さない」と拒否する態度を明確に示し、中国側に断念させたと説明した⁴⁵。

さらに、中国側は米中関係を新たな段階に押し進めるため、3 つの米中共同コミュニケに次ぐ新たな共同コミュニケの発表を求めたが、やはり米国側が拒否したと言った。これについて、台湾の外交部関係者は正面から認めなかったものの、米中首脳会談の前から米国側と連絡を密にし、台湾側の関心を明確に伝えていたとして、「我々は米国が約束を堅く守ったことに感謝する」と語ったという⁴⁶。一方、中国の外交関係者が『聯合報』に明かしたところによると、中国側は確かに米国

側に「第4のコミュニケ」に調印する構想を伝えたが、米国側が同意しなかったし、中国側も打診しただけで堅持はしなかったのだという⁴⁷。

なお、バーガード理事長は24日に民進党の蔡英文主席を表敬訪問した際にも、コミュニケに関する経緯を説明した。同席した同党国際部の蕭美琴主任は、米中コミュニケが発表されると、台湾に大きな損害がもたらされることになると述べたという⁴⁸。

6. 王金平立法院長の訪米

王金平立法院長は、米国のハーバード大学およびカリフォルニア大学バークレー校の招きで1月22日から31日まで米国を訪問した。現地時間の25日はハーバード大学、28日にはカリフォルニア大学バークレー校で講演した。

現地時間の26日、王院長は米国連邦議会のジョン・バイナー（John Boehner）下院議長を訪問した。王院長はバイナー議長に対して、台湾への武器売却の重要性について改めて説明し、F16C/D型など最新戦闘機やディーゼル潜水艦の台湾への武器売却案を推進するよう要請した。王院長は、台湾が中国を恐れず対話するためには適切な軍事力を保持しなければならず、それには米国の協力が必要であるとの認識を示した。

また兩岸関係について、王院長が「兩岸経済協力枠組み協議」（ECFA）や、中国大陆住民の来台観光の状況、今後締結が見込まれる兩岸の協定などを説明したほか、台米貿易・投資枠組み協定（TIFA）の交渉推進に関する意見交換も行われた⁴⁹。

¹ 財団法人海峡交流基金会ウェブサイト「第六次『江陳會談』順利舉行 兩會簽署『海峽兩岸醫藥衛生合作協議』（2010年12月21日）」（<http://www.sef.org.tw/ct.asp?xItem=183518&ctNode=4519&mp=1>）。

² 行政院大陸委員會ウェブサイト「『兩岸經濟合作委員會』相關說明（2011年1月6日）」（http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=91938&ctNode=6409&mp=1&xq_xCat=2011）。

³ 交通部ウェブサイト「交通部觀光局新聞稿：『556萬7,277人次』99年來台旅客大增百萬大陸旅客最大客源 馬來西亞成長居冠（100年1月11日）」（<http://www.motc.gov.tw/mocwebGIP/wSite/public/Attachment/fl294726190980.doc>）。

⁴ 「陸客潮+尾牙熱 建成圓環活過來」『聯合報』2011年1月22日。

⁵ 「去年陸客貢獻618億 立委：應放寬自由行」『聯合報』2011年1月6日。

⁶ 經濟部ウェブサイト「經濟部國際貿易局新聞資料：99年12月份兩岸貿易情勢分析（100年1月28日）」（http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/NewsQuery.aspx?menu_id=45&kind=1&news_id=20720）。

⁷ 「施顏祥：ECFA加持 今年出口成長10%」『中國時報』2011年1月25日。

⁸ 經濟部ウェブサイト「經濟部投資業務處：吸引台商回台投資連續4年成長（100年1月31日）」（http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=20711）。

⁹ 「不能打工 首批陸生9月可來台」『聯合報』2011年1月5日。

¹⁰ 詳しくは、本誌2011年1月号の石原忠浩「台湾内政、日台関係をめぐる動向（2011年1月）直轄市長選挙後の情勢と日台学術交流の展開」、47頁、を参照のこと。

¹¹ 總統府ウェブサイト新聞稿「總統主持中華民國100年開國紀念典禮暨元旦團拜（2011年1月1日）」（<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=23185&rmid=514&size=100>）。

¹² 中国中央人民政府ウェブサイト「胡锦涛发表2011年新年贺词 共同增进各国人民福祉（2010年12月31日）」（http://www.gov.cn/jdhd/2010-12/31/content_1776718.htm#）。

¹³ 国民党の機関紙『中央日報』は2006年5月31日を最後に停刊し、現在はインターネット版のみとなっている。

¹⁴ 門間理良「台湾海峡をめぐる動向（2010年9～12月）経済貿易関係の緊密化を進める台湾と中国」『交流』、No.837、2010年12月、41～42頁。

¹⁵ 石原忠浩「速報：直轄市町選挙は国民党が現有3議席死守も、民進党は得票率、得票数で上回る」『交流』、No.837、2010年12月、29～36頁。

- 16 「本報社評——兩岸關係進行磨合期與競合期」『中央網路報（中央日報）』（<http://www.cdnews.com.tw>）2011年1月3日。
- 17 「蔡捐兩千萬設智庫 強化兩岸論述」『中國時報』2010年12月1日。
- 18 「民共智庫對話 陸學者：正面發展」『中國時報』2010年12月6日、「陸學者：民共對話趨成熟 智庫先行」『中國時報』2010年12月8日、「邀綠溝通 中共涉台人士轉趨積極」『中國時報』2010年12月20日。
- 19 「蔡英文認不認九二共識 馬拭目以待 強調九二共識是兩岸關係基石 我國與大陸、美國都已接受 民進黨若不承認 兩岸將陷於不確定狀態」『中國時報』2010年12月24日、「馬總統向蔡英文喊話：沒92共識 兩岸不穩」『聯合報』2010年12月24日。
- 20 「民進黨蔡主席不承認 萬一有天執政怎樣延續前朝政策？ 馬：否認九二共識太脫離現實（2-1）」『中國時報』2010年12月29日、「馬英九：不成熟不用談 江陳會不必1年2次（2-1）」『工商時報』2010年12月29日。
- 21 「蔡：九二共識不存在 如何承認」『自由時報』2010年12月28日、「府：蔡應對九二共識明確表態」『中國時報』2010年12月28日。
- 22 民主進步党中央党部文化宣傳部新聞稿「做一個相信土地與人民的政黨：寫給2011年的民進黨（黨主席蔡英文元旦文告）」（http://www.dpp.org.tw/news_content.php?sn=4676）2011年1月1日。
- 23 「謝長廷：憲法各表取代一中各表 先尋求朝野『憲法重疊共識』再處理兩岸關係中的『各表』謝是否角逐二〇一二大位 幕僚稱『不排除』」『中國時報』2011年1月11日、「謝長廷：關於『憲法共識』」『自由時報（電子版）』2011年1月15日（<http://www.libertytimes.com.tw/2011/new/jan/15/today-o7.htm>）。
- 24 たとえば、民進黨の長老であり元考試院長の姚嘉文は、謝氏の「憲法合意」を民進黨の立場と全く食い違うものとして痛烈に批判しているが、許信良元主席は進歩的な考えであると高く評価している（「憲法各表 段宜康批：國民黨都不敢這樣亂搞 段謝中執會狹路相逢 謝：有疑問可以當面問我 段：要好好向你請教 姚嘉文也開炮：違背民進黨立場」『中國時報』2011年1月13日、「不論民調或黨員投票 許信良：蔡英文初選一定贏」『中國時報』2011年1月16日）。
- 25 中国国务院台湾事務弁公室ウェブサイト「国台办新闻发布会辑录（2010-12-29）」（http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/201101/t20110127_1735789.htm）。
- 26 「陳雲林：兩岸若無九二共識 一切重新考慮」『中國時報』2011年1月14日。
- 27 中国国务院台湾事務弁公室ウェブサイト「国台办新闻发布会辑录（2011-1-12）」（http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/201101/t20110127_1735798.htm）。
- 28 米国ホワイトハウスウェブサイト“U.S.-China Joint Statement, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, January 19, 2011,”（<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/01/19/us-china-joint-statement>）。
- 29 米国國務省ウェブサイト Hillary Rodham Clinton, “Inaugural Richard C. Holbrooke Lecture on a Broad Vision of U.S.-China Relations in the 21st Century, Benjamin Franklin Room, Washington, DC, January 14, 2011,”（<http://www.state.gov/secretary/rm/2011/01/154653.htm>）。
- 30 米国ホワイトハウスウェブサイト“U.S.-China Joint Statement, Beijing, China, Office of the Press Secretary, White House, November 17, 2009,”（<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/us-china-joint-statement>）。
- 31 米国ホワイトハウスウェブサイト“U.S.-China Joint Statement, Beijing, China, Office of the Press Secretary, Beijing, China, White House, November 17, 2009.”
- 32 中国外交部ウェブサイト「胡锦涛在白宫南草坪欢迎仪式上的致辞（全文）」（2011年1月20日）（<http://www.mfa.gov.cn/chn/gxh/tyb/zyxw/t788217.htm>）。
- 33 中国外交部ウェブサイト「胡锦涛同奥巴马举行会谈 就中美关系发展提5点建议」（2011年1月20日）（<http://www.mfa.gov.cn/chn/gxh/tyb/zyxw/t788215.htm>）。
- 34 中国外交部ウェブサイト「胡锦涛在美国友好团体欢迎宴会上的讲话（全文）」（2011年1月21日）（<http://www.mfa.gov.cn/chn/gxh/tyb/zyxw/t788591.htm>）。
- 35 米国ホワイトハウスウェブサイト“Press Conference with President Obama and President Hu of the People’s Republic of China, East Room, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, January 19, 2011,”（<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/01/19/press-conference-president-obama-and-president-hu-peoples-republic-china>）。
- 36 米国ホワイトハウスウェブサイト“Joint Press Statement by President Obama and President Hu of China, Great Hall, Beijing, China, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, November 17, 2009,”（<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/joint-press-statement-president-obama-and-president-hu-china>）。
- 37 「歐巴馬大讚兩岸簽 ECFA」『工商時報』2011年1月21日。
- 38 外交部ウェブサイト「新聞稿 我國政府感謝美國總統歐巴馬與中國大陸領導人胡錦濤舉行聯合記者會上再度重申『台灣關係法』、顯示美國信守對台灣的安全承諾」（<http://www.mofa.gov.tw/webapp/ct.asp?xItem=49881&ctNode=1547&mp=1>）。
- 39 行政院大陸委員會ウェブサイト「新聞稿 方歡迎並感謝美國支持我政府推動穩健、有序的兩岸關係發展與協商對話」（<http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=92333&ctNode=5649&mp=1>）。
- 40 「歐胡會 蔡英文：勿過度樂觀」『中央社即時新聞（電子版）』（2011年1月20日）（<http://www.cna.com.tw/ShowNews/Detail>）。

aspx?pNewsID=201101200126&pType0=aIPL)。

⁴¹ 總統府ウェブサイト「總統接見『美國在台協會』(AIT) 主席薄瑞光 (2011 年 1 月 25 日)」(<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=23341&rmid=514>)。

⁴² 「薄瑞光：歐胡會 絕不會損及台灣利益 向馬總統簡報與中方磋商原則 說明以不簽聯合聲明為要脅 成功換取對方放棄『核心利益』字眼」『中國時報』2011 年 1 月 26 日。

⁴³ 總統府ウェブサイト「總統接見『美國在台協會』(AIT) 主席薄瑞光 (2011 年 1 月 25 日)」(<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=23341&rmid=514>)。

⁴⁴ 「薄瑞光：歐胡會 絕不會損及台灣利益 向馬總統簡報與中方磋商原則 說明以不簽聯合聲明為要脅 成功換取對方放棄『核心利益』字眼」『中國時報』2011 年 1 月 26 日。

⁴⁵ 同上資料。

⁴⁶ 「薄瑞光爆料 歐胡會北京想簽第四公報」『聯合報』2011 年 1 月 26 日。

⁴⁷ 「新聞幕後／『還不到時候』 美當場拒絕」『聯合報』2011 年 1 月 26 日。

⁴⁸ 「薄瑞光也向民進黨說明經過」『聯合報』2011 年 1 月 26 日。

⁴⁹ 「王金平・立法院長が米国議会を訪問、ペイナー下院議長と会見」『台湾週報』(2011 年 1 月 28 日) (<http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=179708&ctNode=3591&mp=202&nowPage=3&pagesize=15>)

 コラム：日台交流の現場から

高雄日本人公墓について

(財) 交流協会 高雄事務所所長 野中 薫

「交流」12月号に高雄市・旗津の「戦争興和紀念公園」の話がありましたが、今回は高雄市郊外(旧高雄県境)にある「高雄日本人公墓」についてご紹介させていただきます。

高雄市三民区に位置する覆鼎金里公墓内のガジュマルの大きな木の脇に花崗岩で作られた「日本人公墓」が建てられています。公墓の周辺には掘り起こされたまま剥き出しになっている墓や訪れる者も途絶えた墓などがあり、日本人が抱く墓園のイメージとはかけ離れた場所ではありますが、墓地区であるが故に周囲にはビルもなく、少し小高い場所に位置し眺めも良いため、近隣市民が落日時の風景を楽しんだり、夏の時期には若者達が「夜の肝試し」にも利用されるなど、地元住民にとって一風変わった「憩いの場」にもなっています。

時折、当所に戦前高雄で生まれ育った方や親を偲ぶために来台されたと言う高齢の旅行者等から日本人公墓の所在について照会があり、年に何回か案内することがありますが、墓前に手向けられた花や供物が残されているのを目にするたびに、交通不便な場所にもかかわらず今も参拝される方がいることを実感させられます。

毎年11月には、高雄日本人会によって「台湾南部地区日本人物故者慰霊祭」が本門仏立宗の僧侶、信徒並びに(財)台湾協会関係者等の参加を得て、厳かに執り行われています。昨年の慰霊祭には、本門仏立宗関係者等日本からの来台者を含め、約80名が出席し、私も交流協会高雄事務所を代表して当地に永眠されている御霊に慰霊の言葉を捧げさせていただきました。昨年は49回目の慰霊祭でしたので、今年は50回目の節目の年にあたります。

その時期に高雄を訪問される機会があれば、是非一度ご参加頂ければと思います。

現在の高雄日本人公墓は、もともとは台湾運輸会社社長の故杉本晋吉氏の個人のお墓でしたが、昭和36年に中華民国政府並びに杉本氏のご遺族の承認を得て、当時の在中華民国日本大使館が修理を施した後に、南部地区における「日本人遺骨安置所」として利用することになったものです。台湾には、台北、台中、高雄の三カ所に日本人公墓がありますが、ここ高雄公墓には、物故者総数約1万3千名のうち、澎湖県、嘉義県、台南市・県、高雄市・県、屏東県に分散していた日本人墓石の遺骨、約三千柱が収められ、今日に至っています。

ここに永眠されている方々は、いずれも生前、台湾をこよなく愛し、台湾の人々との交情を深め、幾多の困難を克服され、台湾の開発と発展のために生涯を捧げられた我々の先輩諸賢です。今日、縁あって台湾で暮らし、台湾との交流の促進に携わる者の一人として、この地に永眠されている方々の遺志をしっかりと胸に刻んでいきたいと思っています。

高雄市は昨年12月に高雄県と合併し、大高雄市に生まれ変わりましたが、以前、市政府の一部にはこの公墓一帯を緑地化(公園化)したいとの希望があったという話を側聞しました。市政府は大高雄市誕生に伴って、財政的な様々な問題の解決に直面しており、緑地化の話が具体化される見通しは全くありませんが、日本人物故者の方々がこの先も静かにこの地で永眠できることを祈ってやみません。

編集後記

例年通り、年末年始の連休中に炬燵にゴロ寝と怠惰な至福の時を過ごしていたところ、躰の一部がTVのリモートコントローラに触れ、通常は絶対に見ることのない米国の教育番組にスイッチが入ってしまい、夢うつつ画面を眺めていました。

台湾ツォウ族出身の女性歌手が一時帰郷する番組で、かつて実父が村一番の歌い手であったことや遠縁の者達との交流、また昔の記録フィルムなどを交え日本統治時代に学校が開校され教師やオルガンのお陰で、民族の歌や伝統が今日まで残ることが出来たと語っていました。

そのナレーションの中で台湾原住民は「オーストロネシア語族」という聞き慣れない単語がでてきましたので、炬燵から勇気を振り絞って這い出て、インターネットでその単語の検索をかけてみました。すると、オーストロネシア語族とは、東はチリのモアイ像のイースター島から、西はインド洋のアフリカ大陸に隣接するマダガスカル島（国）まで、北はハワイ諸島から南はニュージーランドまでのオーストラリア、メラネシアを除いた広大な海洋沿岸地域のマレー・インドネシア語など1,000言語もある語族であることが判りました。

そして、なんと驚いたことに（なんと不勉強なことに）、これらの言語の祖語は、台湾原住民語であり、今から5千2百年前に台湾から世界の海に拡散していったとありました。

また日本語は、アルタイ語に、このオーストロネシア語が混ざったものだとも記されています。思わず、私は膝を打ちました。

実は、14年前に出張でマダガスカル国に2週間滞在しましたが、その際に現地の役人のうち何人かは我々日本人とそっくりな顔付をしていて、若干彫りが深いかなーという程度の違いでした。アフリカ大陸のすぐ隣の島であるのにと意外な感じがしましたが、聞くと16世紀以降にヨーロッパ人が黒人を奴隷として連れて来るまで、マダガスカルは純粋なアジア系原住民だけの国であったそうです。

それが、今回、彼らの遠い御先祖が台湾原住民だと言われてみると、「なるほど」と得心がいった次第であります。

また、アンタナナリボ国際空港待合室に神話をもとにした大きなレリーフがかかっていましたが、それは禪一本だけの三、四十人の屈強な男達が、女王が座乗している御輿を担いで浜辺の波を蹴散らしながら疾走しているという迫力のあるもので、その情景の隅々までもが、日本のお祭りの一頁だと言われても全く違和感のないものであることに驚きました。

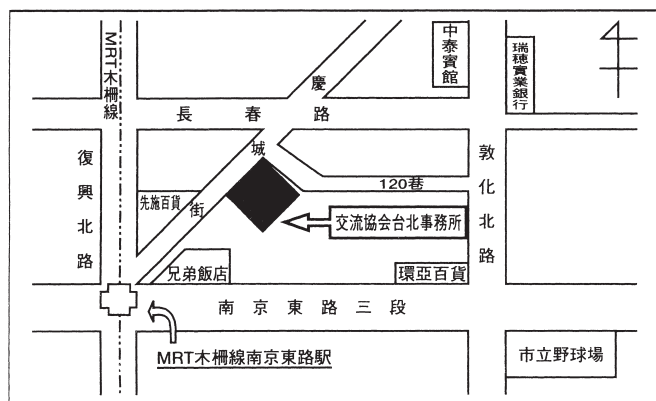
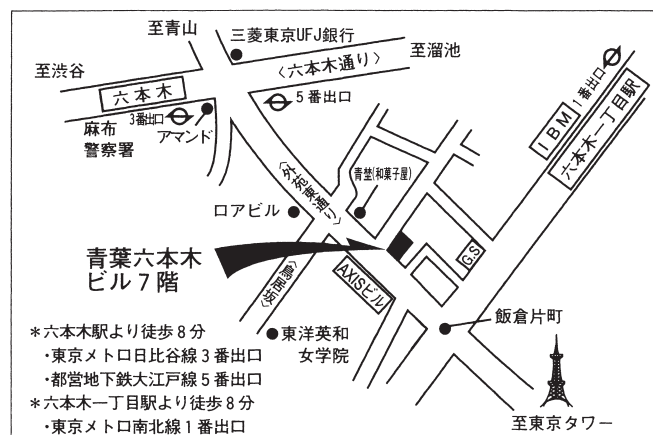
司馬遼太郎が随筆に、薩摩、土佐、紀伊半島の一部は、人類学的にも黒潮の影響をより強く受けていると書いていますが、台湾原住民が世界の海へ展開した壮大な歴史ロマンは、言語学や考古学ばかりでなく、最近急速に進歩している分子生物学などによる解明も期待できますので、日本とのかかわりを含めて今後が大いに楽しみであります。

因みにこれまでのDNA解析などによりますと、マダガスカル国へは台湾からボルネオ島北部へ一旦移住・定住した原住民が、船の改良と航海術の進歩によってAD 4－5世紀に直接、長駆再移住したと推測されるそうです。

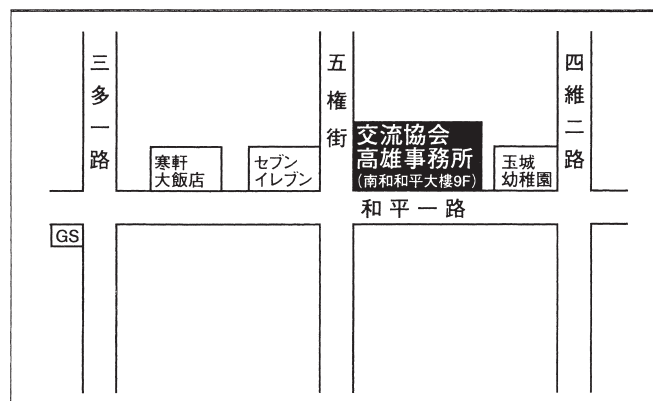
（経理部長 松浦 和雄）

平成23年2月25日 発 行
 編集・発行人 井上 孝
 発 行 所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木3丁目16番33号
 青葉六本木ビル7階
 財団法人 交流協会 総務部
 電 話 (03) 5573-2600
 F A X (03) 5573-2601
 U R L <http://www.koryu.or.jp>

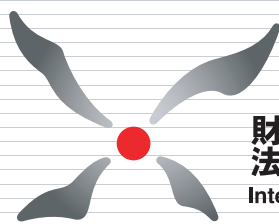
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印 刷 所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓
 Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st., Taipei
 電 話 (886) 2-2713-8000
 F A X (886) 2-2713-8787
 URL <http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3 contents.nsf/Top>



高雄事務所 高雄市苓雅區希望一路87號
 南和和平大樓9F
 9F, 87 Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan
 電 話 (886) 7-771-4008 (代)
 F A X (886) 2-771-2734
 URL <http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3. contents.nsf/Top>



日本と台湾との架け橋
財団法人 交流協会
Interchange Association, Japan (IAJ)

